

令和7年度 産業廃棄物排出事業者向け講習会

章タイトル	概要
1. 産業廃棄物に関するリスク	法体系、処理業界のビジネスモデル、罰則
2. 問題を解いて覚える法令順守事項	廃棄物処理委託時の基本事項 (許可、契約、マニフェスト)
3. 廃棄物に係る最新の法改正について	廃棄物処理法改正 (処理委託契約書の記載事項追加、 電子マニフェストの報告事項追加) 再資源化事業等高度化法
4. その他、まとめ	不適正処理事例 等

講師

株式会社ユニバース
板倉 聰至

講師の紹介



「〈最新版〉図解 産業廃棄物処理がわかる本」

平成30年10月 ユニバース

産業廃棄物の流れ、処理の実態から相次ぐ法改正への対応まで、実際に産廃処理に携わる事業者が豊富な図、写真でわかりやすく解説したロングセラー。産廃担当者のバイブル。

2018年10月に法改正に対応した最新版として改訂した。

(日本実業出版社発行)

「図解と実践トレーニングでわかる！ISO14001内部監査」

令和2年10月 子安 伸幸

環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の内部監査員として必要な力量を、短時間で効率的に理解する。環境への取り組みを前進させるために、ISO14001を道具として正しく理解して、道具としての使い方をマスターする1冊。



株式会社ユニバースは、
一般社団法人企業環境リスク解決機構に参画しています。



公式テキスト



公式問題集



産業廃棄物適正管理能力検定

- 排出事業者に必要な知識の習得度を問う、産廃担当者の必須知識を網羅した、ニュースタンダードとなる検定試験。
- 12,000名以上の受験実績があり、公式テキスト／問題集／事前対策セミナー／通信教育など、豊富な学習ツールが用意されています。

CE:SI 一般社団法人企業環境リスク解決機構
Corporate Environmental Risk Solution Institution

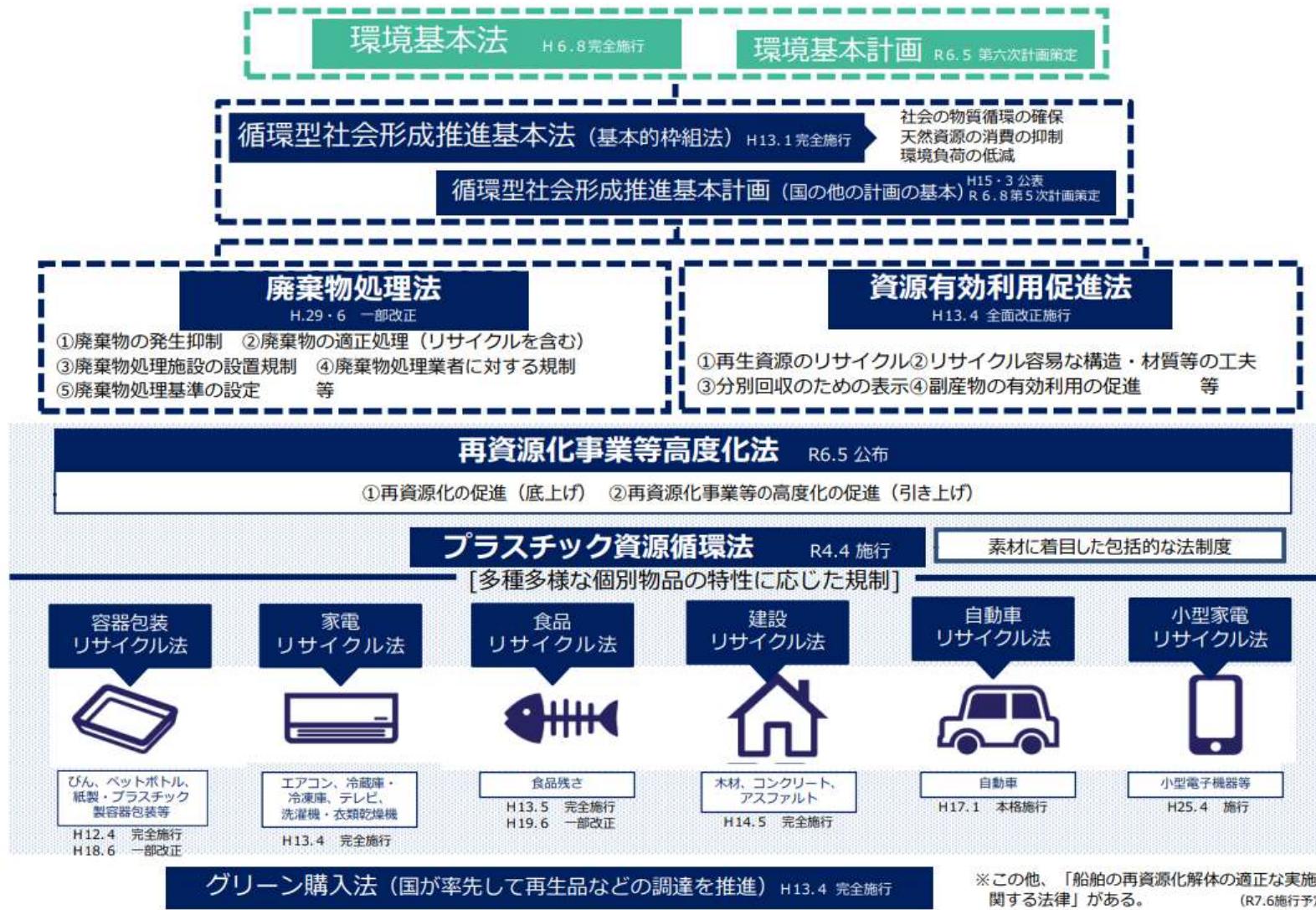
<https://www.cersi.jp/>



本検定は環境省「人材認定等事業登録制度」の登録を受けています。

循環型社会を形成するための法体系

(参考) 循環型社会を形成するための法体系



太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ合同会議資料 「太陽光発電設備の廃棄・リサイクルをめぐる状況および論点について」
<https://www.env.go.jp/council/content/03recycle03/000252102.pdf>

仕組みが異なる各種リサイクル法

リサイクル法	一廃	産廃	許可関連制度	概要
家電 リサイクル法	●	●	※処理の仕組み を構築している	主に、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の4種類についての、回収・リサイクルの仕組みを構築している。産業廃棄物である家電も対象であり、この制度に基づいて処理する場合、契約やマニフェストの交付は不要。
小型家電 リサイクル法	●	(●)	認定事業者に による処理に特例	小型家電28品目について、認定事業者に対して必要な許可を 不要とし、市町村から求められる引取りに応じる。
容器包装 リサイクル法	●	—	—	家庭ごみの約6割(容積比)を占める容器包装廃棄物のリサイ クル制度を構築している。具体的には、容器包装の製造者や 販売者に、リサイクル費用の負担が求められる。
食品 リサイクル法	●	●	一般廃棄物の 収集運搬業に に関する特例	食品廃棄物等の前年度の発生量が100トン以上の食品関連事 業者を食品廃棄物等多量発生事業者とし、毎年度、主務大臣 に、食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の 状況を報告することが、義務付けられる。
建設 リサイクル法	—	●	—	コンクリート、アスファルト、木材など特定資材を用いる建築物 を解体する際に廃棄物を現場で分別し、資材ごとに再利用する ことを解体業者に義務づける。発注者には、事前に届出を行う 義務が発生する。
自動車 リサイクル法	●	●	※処理の仕組み を構築している	使用済の自動車について、自動車所有者はリサイクルに要す る費用を購入時にデポジット制で負担する。引取業者(所有者 からの引き取り及び解体業者等への引き渡し義務)、解体、破 碎業者(解体、破碎、フロン回収後のメーカー等への引き渡し 義務)、自動車メーカー(自社製造車からの廃棄物のリサイクル 義務)をそれぞれ負う仕組み。

その他、フロン排出抑制法、PCB特措法などの理解も必要…

処理業界は不適正処理につながりやすいビジネスモデルである

項目	製造業 等	産業廃棄物処理業
市場	共通していること : 市場原理に基づく自由競争	
顧客の対象	(消費者) ⇄ 製造業	(排出事業者) ⇄ 産業廃棄物処理業
事業内容	つくる	なくす
評価基準	[商品の質・評価] と [値段] を考慮して選択	[値段] のみが選択の要素となりやすい
モノとお金の動き	<p>モノとお金は逆方向に動く</p>	<p>モノとお金が一緒に動く</p>

廃棄物処理法第3条第1項

事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

同法第11条第1項

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

産業廃棄物処理市場の健全化のために

- ・排出事業者責任の徹底・強化
- ・処理業者への規制強化
- ・法令の徹底
- ・情報の公開
- ・優良処理業者の認定
- など

排出事業者責任を基に、厳しい罰則が定められている

区分	イメージ	このような場合	罰則 (以下の拘禁刑・罰金)
不法投棄		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物をみだりに投棄した ・廃棄物を違法に焼却した <ul style="list-style-type: none"> ◆従業員が廃棄物を建物内に隠した ◆廃棄物を持ち帰った… 	<p>5年・1000万円 法人に対して:3億円</p>
受託禁止		<ul style="list-style-type: none"> ・処理業許可を持たない者が処理を受託した (処分だけでなく、収集運搬も対象) <ul style="list-style-type: none"> ◆「ついでにやっておきます」と引き受けた 	5年・1000万円
無許可業者への委託		<ul style="list-style-type: none"> ・処理業許可を持たない者に処理を委託した (処分だけでなく、収集運搬も対象) <ul style="list-style-type: none"> ◆処理業者の許可期限が切れ更新していない ◆ある品目の許可を有していなかった 	5年・1000万円
委託基準違反		<ul style="list-style-type: none"> ・処理委託契約書を締結せずに委託した <ul style="list-style-type: none"> ◆処理委託契約の前に委託を開始した ◆契約書の必要事項が空欄のままだった ◆書面のやり取りに不備があり、実態として契約がないままに処理委託していた ・マニフェストに関するあらゆる違反 <ul style="list-style-type: none"> ◆マニフェストを交付しなかった・紛失した (引き渡しと同時に交付していない) ◆マニフェストの記載内容に不備・虚偽がある 	3年・300万円
管理票違反		<ul style="list-style-type: none"> ・マニフェストに関するあらゆる違反 <ul style="list-style-type: none"> ◆マニフェストを交付しなかった・紛失した (引き渡しと同時に交付していない) ◆マニフェストの記載内容に不備・虚偽がある 	1年・100万円
保管届出違反		<ul style="list-style-type: none"> ・排出場所以外で300m²以上の土地での廃棄物保管について、届出なく行った 	6ヶ月・50万円
虚偽報告立入拒否		<ul style="list-style-type: none"> ・行政庁から求められる報告に虚偽がある場合 ・立入検査を拒否、妨害した場合 	30万円

令和7年6月～
懲役刑・禁固刑
が一本化され
「拘禁刑」に

平成30年度から
罰則強化

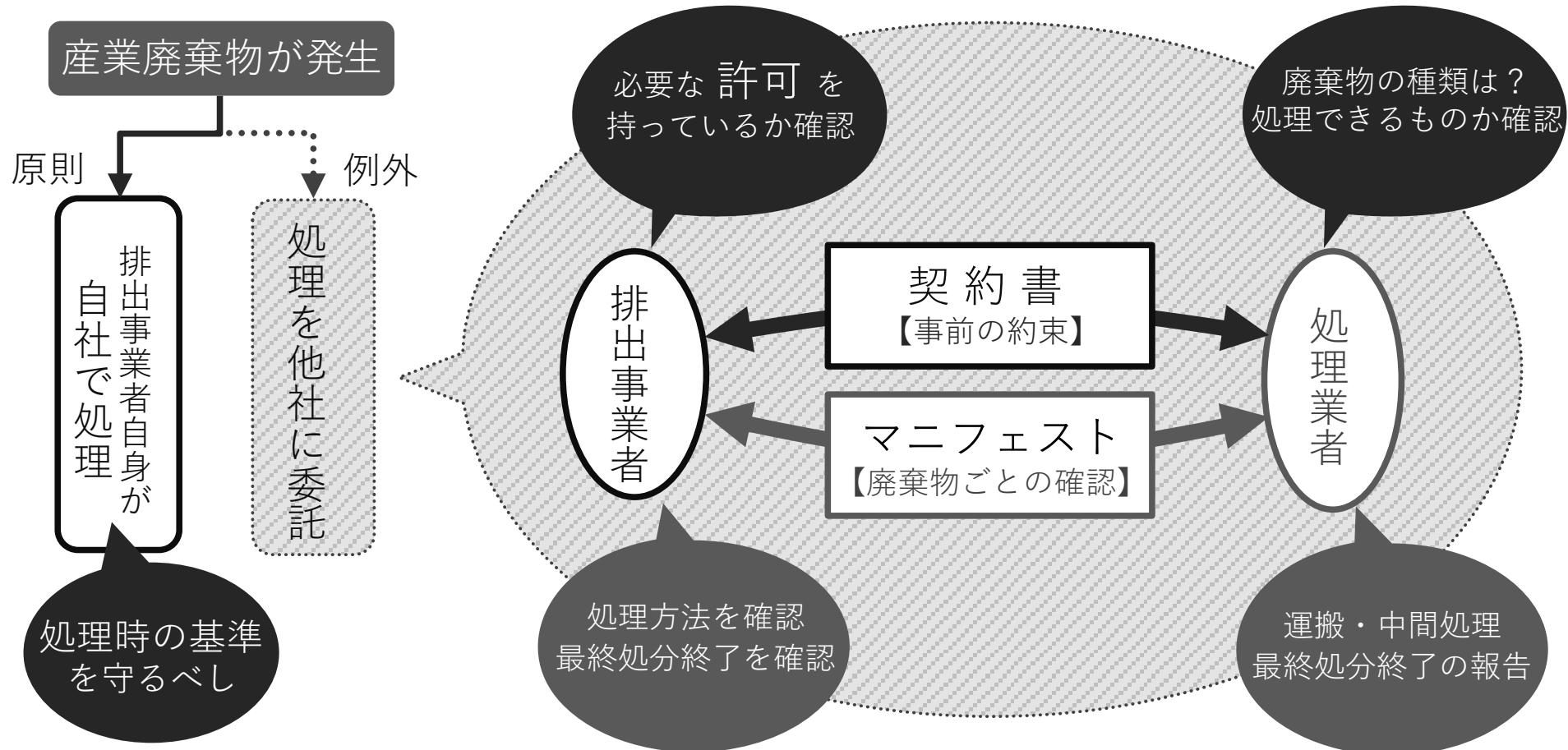
委託業者が不法投棄した場合にも、排出事業者に費用負担が求められる

事案名	特定された 排出事業者数	明らかになっている排出事業者による撤去費用負担 (撤去協力に応じる／措置命令が発出される)	
		全体額	品目ごとの費用
青森・岩手県境 不法投棄事案 (平成10年発覚)	青森県	29社 約 5億円	¥37,000～39,700/t (燃え殻、廃プラ、汚泥) ¥19,856/t (動物性残さ)
	岩手県		24社 約 3. 5億円
横浜市戸塚区事案 (平成13年頃発覚)	107社	25社 5千万円以上	¥31,080/t ¥10,878/m ³ ※品目は不明
千葉市緑区事案 (平成22年頃発覚)	289社	80社以上 約3千万円	¥22,479/m ³ (主に建設系混合廃棄物) ※品目ごとでなく一律

資料：環境省統計・自治体の公開情報 を基にユニバース編集

廃棄物処理法の原則は「排出事業者が自らその処理を行う」こと

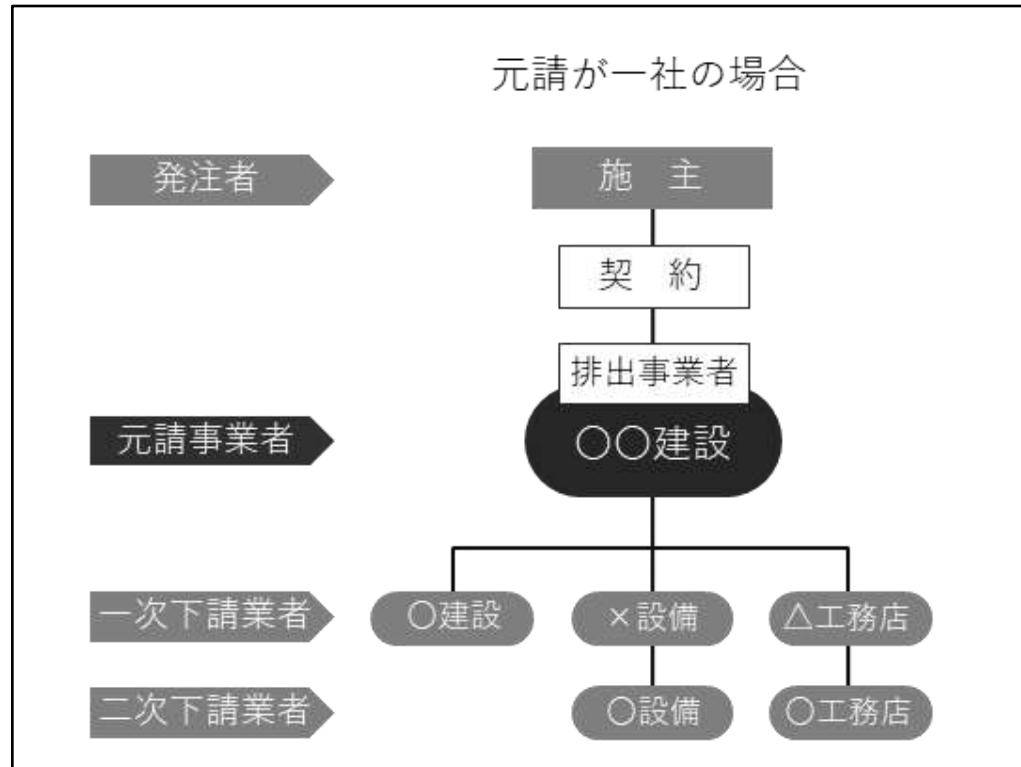
「廃掃法(はいそうほう)」ともよばれる（正式名称：廃棄物の処理及び清掃に関する法律）



ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」から抜粋

建設工事に伴う産業廃棄物の排出事業者は、元請業者である

- 元請業者が排出事業者と定義される



【平成22年 廃棄物処理法改正本文】

(建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外)

第二十一条の三 土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）が数次の請負によつて行われる場合にあつては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律(第三条第二項及び第三項、第四条第四項、第六条の三第二項及び第三項、第十三条の十二、第十三条の十三、第十三条の十五並びに第十五条の七を除く。)の規定の適用については、当該建設工事(他の者から請け負つたものを除く。)の注文者から直接建設工事を請け負つた建設業(建設工事を請け負う営業(その請け負つた建設工事を他の者に請け負わせて営むもの)を含む。)をいう。以下同じ。)を當む者(以下「元請業者」という。)を事業者とする。



- 平成22年の改正において、建設工事から排出された産業廃棄物の排出事業者は、発注者と直接契約した『元請業者』となることを明文化した。
- 多重下請け構造である建設工事においては、排出事業者責任が明確にならない状況や、下請業者にその処理を押し付ける状況に伴う不適正処理を防ぐ目的である。

<廃棄物処理法での記載>

土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。

<課長通知からの抜粋>

第十六 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任を明確化するための措置

1 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理の責任

法第21条の3第1項が適用される「建設工事」とは、土木建築に関する工事であつて、広く建築物その他の工作物の全部又は一部の新築、改築、又は除去を含む概念であり、解体工事も含まれること。

<建設業法からの抜粋>

第二条 この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一に掲げるものをいう。

土木工事業	電気工事業	板金工事業	電気通信工事業	建築工事業
管工事業	ガラス工事業	造園工事業	大工工事業	タイル・れんが・ブロック工事業
塗装工事業	さく井工事業	左官工事業	鋼構造物工事業	防水工事業
建具工事業	とび・土工工事業	鉄筋工事業	内装仕上げ工事業	水道施設工事業
石工事業	ほ装工事業	機械器具設置工事業	消防施設工事業	屋根工事業
しゅんせつ工事業	熱絶縁工事業	清掃施設工事業	解体工事業	

<日本標準産業分類「大分類D 建設業」より抜粋>

建設工事とは、現場において行われる次の工事をいう。

- (1) 建築物、土木施設その他土地に継続的に接着する工作物及びそれらに附帯する設備を新設、改造、修繕、解体、除却若しくは移設すること。
- (2) 土地、航路、流路などを改良若しくは造成すること。
- (3) 機械装置をすえ付け、解体若しくは移設すること。

排出事業者は誰か=「廃棄物を生じる事業活動を行う者（法人）」

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

.....

(事業者及び地方公共団体の処理)

第十一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

.....

(具体例から考えると)

・使用済みの製品を、メーカーに処理してもらいたい

⇒使用していた事業者が排出事業者であることが原則

・倉庫会社の倉庫で保管していたものが廃棄物となつた

⇒倉庫会社ではなく、荷主が排出事業者であるべき

問題を解いてみよう①

2. 問題を解いて覚える法令順守事項

次のア～オの文章のうち、内容が正しいものには「〇」を、誤っているものには「×」を解答欄に記入しなさい。

ア. 産業廃棄物とは、家庭から排出された廃棄物以外の廃棄物を指す。

ア.

イ. オフィスで使用された木製の事務机(木くず)は、一般廃棄物である。

イ.

ウ. 仙台市で排出された産業廃棄物に関して不明なことがあった場合、多賀城市に問い合わせれば問題ない。

ウ.

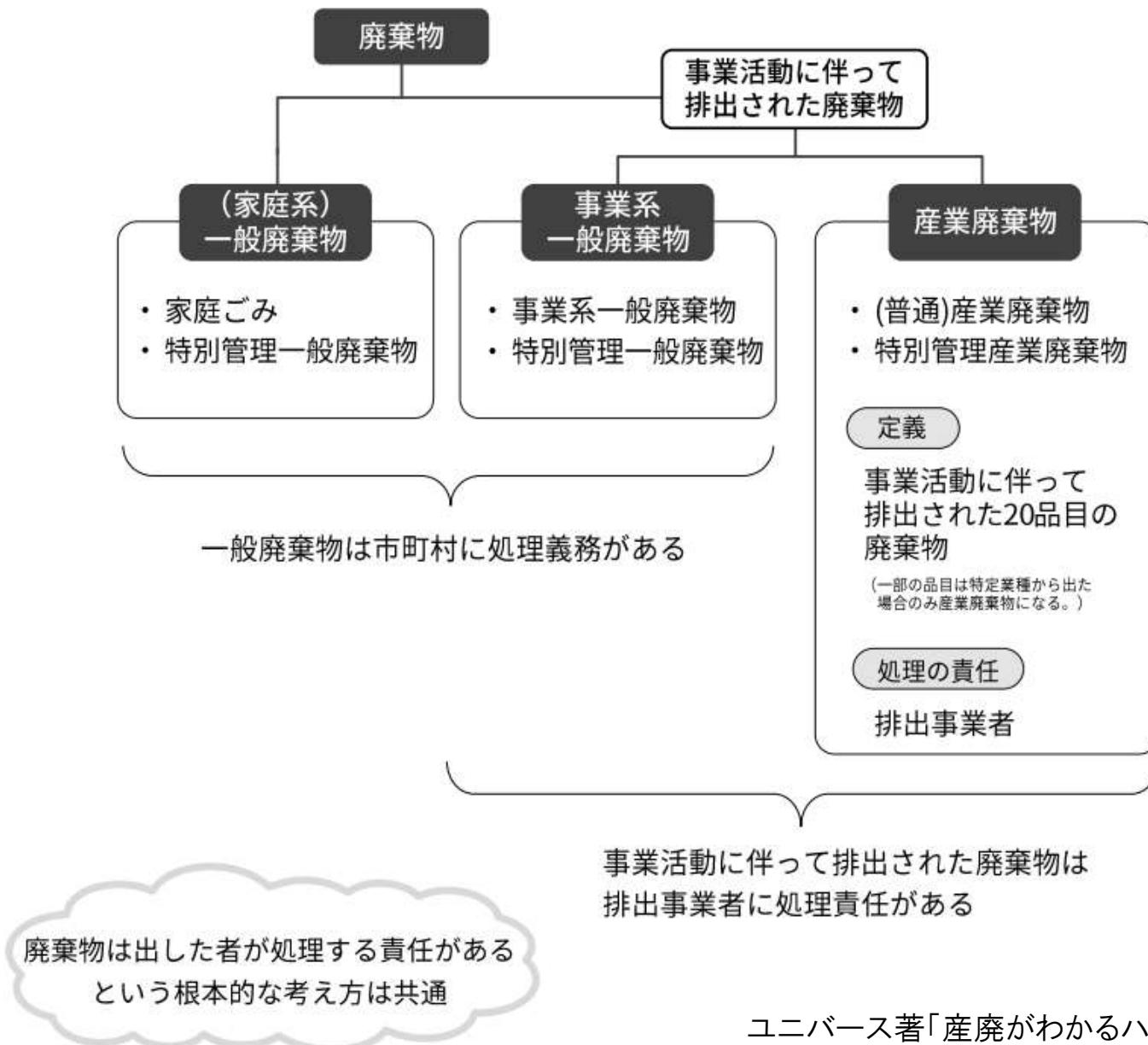
エ. 特別管理産業廃棄物の廃油の処分業許可を有している業者は、特別管理産業廃棄物ではない廃油の処分も行うことができる。

エ.

オ. 宮城県で排出した産業廃棄物を、福島県を通過し、茨城県内の処分施設まで運搬する業務を委託する業者は、宮城県および茨城県の収集運搬業許可が必要となる。

オ.

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される



産業廃棄物の種類と具体例

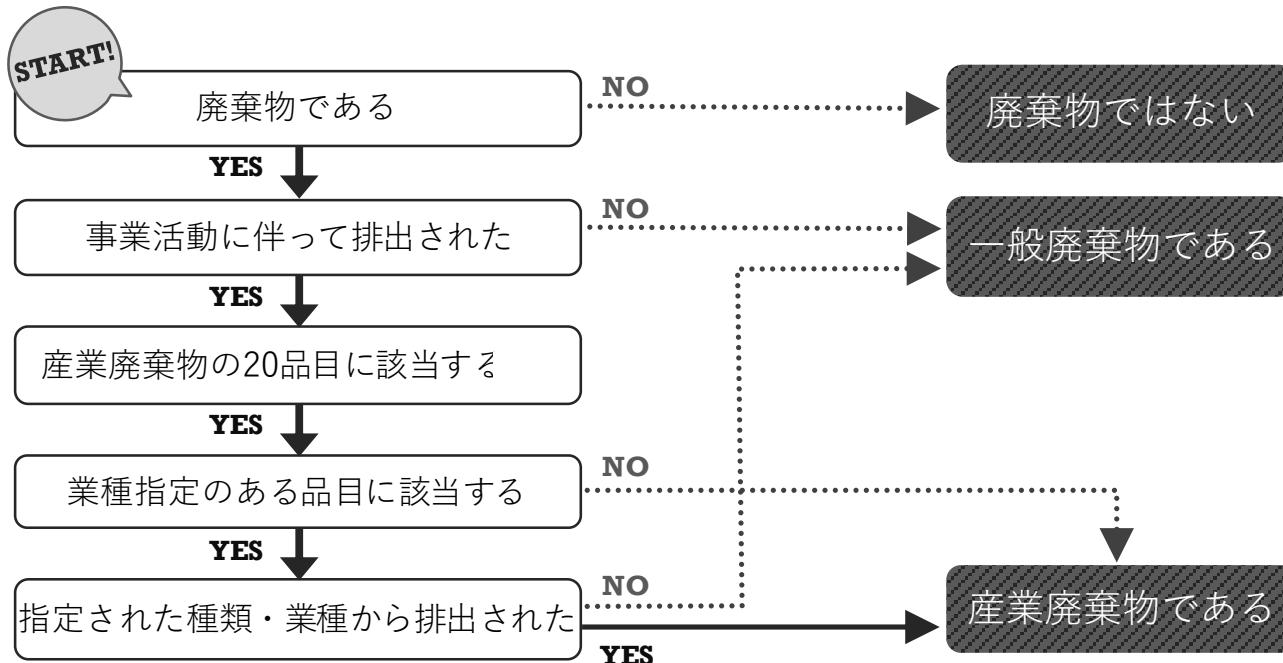
2. 問題を解いて覚える法令順守事項

種類	内容及び具体例
燃え殻	石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等
汚泥	排水処理後及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの
廃油	鉱物性油及び動植物性油脂等すべての廃油
廃酸	廃硫酸、廃塩酸等のすべての酸性廃液
廃アルカリ	廃ソーダ液等のすべてのアルカリ性廃液
廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃スチロール等すべての廃プラスチック
紙くず	印刷くず、製本くず、裁断くず、建設現場から排出される紙くず等
木くず	廃木材、おがくず、バーク、梱包材くず、板切れ、廃チップ等
纖維くず	天然纖維くず(合成纖維は廃プラスチック類)
ゴムくず	天然ゴムくず(合成ゴムは廃プラスチック類)
金属くず	鉄くず、空きかん、スクラップ、ブリキ・トタンくず等
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	ガラス類、製造過程等から生じるコンクリートくず、陶器くず、レンガくず、石膏ボード等
鉱さい	電気炉等からの残さい、不良鉱石、粉灰かす等
がれき類	コンクリート破片、アスファルト破片、その他これに類する各種廃材
ばいじん	産業廃棄物焼却施設で生じるばいじんで、集じん施設によって集められたもの
動植物性残さ	魚・獣のあら、ボイルかす、野菜くず、油かす等
動物系固体不要物	と畜場で処分した獸畜、食鳥処理場で処理した食鳥等
動物のふん尿	牛、馬、豚等のふん尿
動物の死体	牛、馬、豚等の死体
13号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したもので上記の産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固体物等)

ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」から抜粋

産業廃棄物の種類と具体例

2. 問題を解いて覚える法令順守事項



【総合判断説】

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったもの。

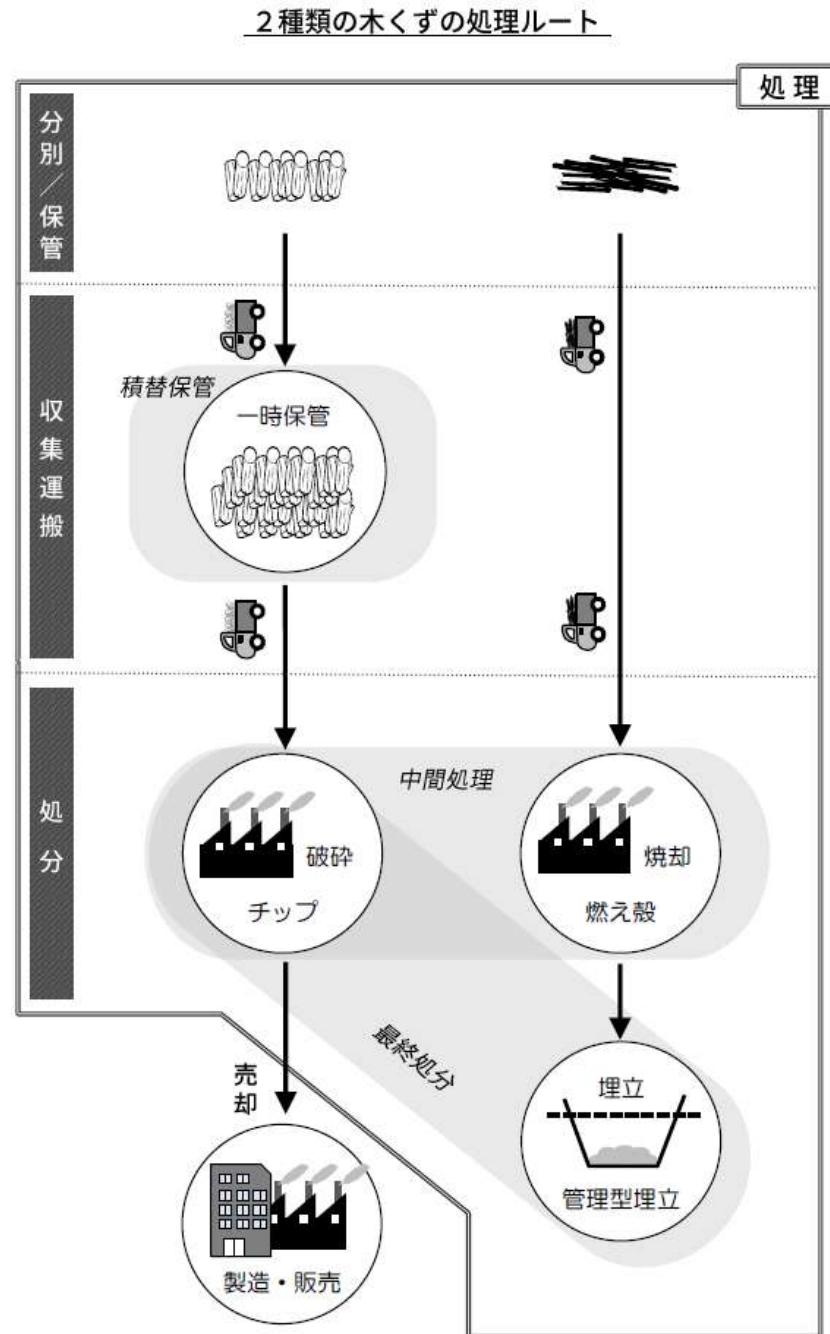
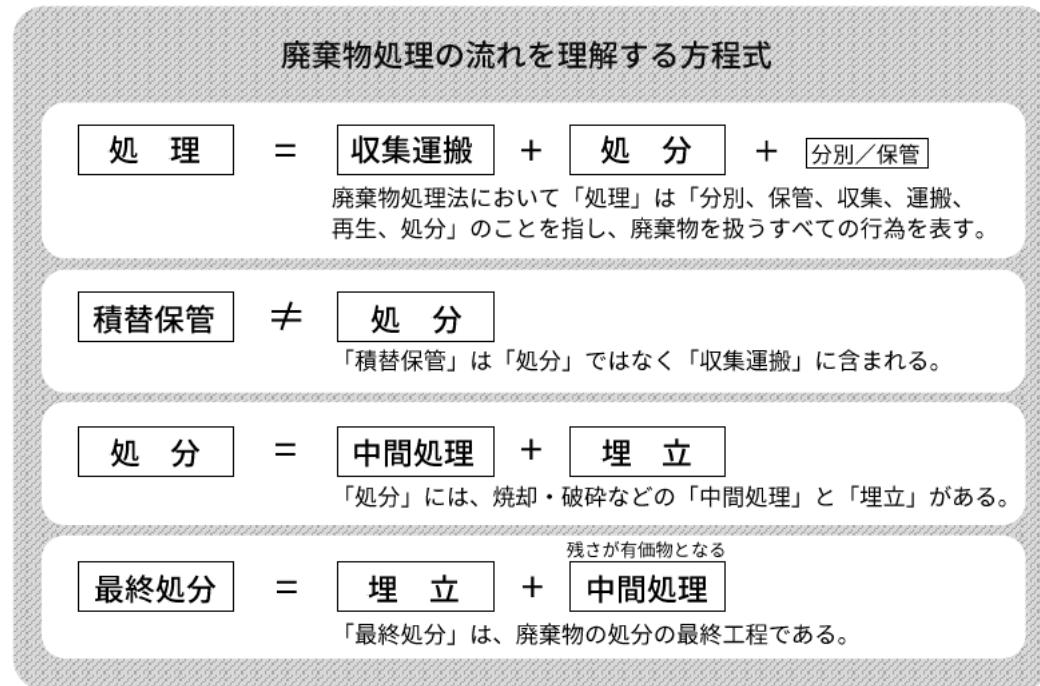
廃棄物に該当するかは

- ・物の性状
- ・排出の状況
- ・通常の取扱い形態
- ・取引価値の有無
- ・占有者の意思 等

を総合的に勘案して判断すべき。

業種指定のある品目	具体例	特定業種
紙くず	印刷くず、製本くず、板紙等	紙加工製造業、新聞業(印刷発行を行うものに限る)、出版業 (印刷出版を行うものに限る)、製本業、印刷物加工業に係るもの
	新築、改築、増築、除去等に伴う紙くず	建設業
木くず	木材片、おがくず、バーク類等	木材・木製品製造、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業
	新築、改築、増築、除去等に伴う木くず	建設業
繊維くず	貨物流通のために使用したパレット	すべての業種
	木綿・羊毛等の天然繊維くず	繊維工業(繊維製品製造業を除く)
動植物性残さ	新築、改築、増築、除去等に伴う繊維くず	建設業
	魚・獣のあら、ボイルかす、野菜かす、油かす等	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業
動物系固形不要物	と畜場で処分した獸畜、食鳥処理場で処理した食鳥等	と畜業
動物のふん尿	牛、馬、豚等のふん尿	畜産農業
動物の死体	牛、馬、豚等の死体	畜産農業

ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」から抜粋



産業廃棄物は、全国に120以上ある都道府県または政令市が管轄する

■令和4年4月1日時点の都道府県または政令市

令和3年4月1日～長野県松本市、愛知県一宮市も政令市に

<凡例>	一宮市	…令和3年4月1日～
	水戸市	…令和2年4月1日～
	山形市	…平成31年4月1日～

佐賀県	福岡県
長崎県	北九州市
長崎市	福岡市
佐世保市	久留米市
熊本県	大分県
熊本市	大分市
鹿児島県	宮崎県
鹿児島市	宮崎市

沖縄県
那覇市

山口県	島根県 松江市	鳥取県 鳥取市
下関市	広島県 広島市 呉市 福山市	岡山県 岡山市 倉敷市

愛媛県 松山市	香川県 高松市
高知県 高知市	徳島県

兵庫県	京都府
神戸市	京都市
姫路市	大阪府
尼崎市	大阪市
西宮市	東大阪市
明石市	高槻市
	堺市
	豊中市
	枚方市
	八尾市
	寝屋川市
	吹田市
	和歌山県
	和歌山市

福井県	石川県	富山県	新潟県
福井市	金沢市	富山市	新潟市
滋賀県	岐阜県	長野県	
大津市	岐阜市	長野市	
奈良県	愛知県	松本市	
奈良市	名古屋市	山梨県	群馬県
三重県	豊橋市	甲府市	前橋市
	豊田市	静岡県	高崎市
	岡崎市	静岡市	栎原市
	一宮市	浜松市	宇都宮市

北海道		
旭川市	札幌市	函館市
青森県	青森市	八戸市
秋田県	秋田市	岩手県
山形県	山形市	盛岡市
福島県	福島市	宮城県
群馬県	埼玉県	仙台市
前橋市	川越市	福島市
高崎市	さいたま市	郡山市
栃木県	越谷市	いわき市
宇都宮市	川口市	茨城県
神奈川県	東京都	水戸市
横浜市	八王子市	千葉県
横須賀市		千葉市
川崎市		船橋市
相模原市		柏市

※大牟田市(福岡県)は令和2年4月1日～ 政令市の指定を解除

※中核市移行を検討している都市：つくば市、所沢市、春日部市、草加市、藤沢市、富士市、春日井市、津市、四日市市、佐賀市

出典:中核市市長会ホームページ(<http://www.chuukakushi.gr.jp/introduction/>)

許可証では、取り扱うことができる品目（種類）等を確認する

許可番号における始めの番号(2桁または3桁)は、
許可する都道府県・政令市番号を示します。
宮城県=004、仙台市=054

許可証のサンプル

産業廃棄物 または
特別管理産業廃棄物
×
収集運搬業
または 処分業
の組み合わせで
4パターンのいずれか

取り扱うことができる
品目を確認する

委託廃棄物を処理
できる能力がある
か確認する



下 6 衡が固有番号

○○市長
○○知事から判断

切れていないか確認

ちゃんとチェック
することばれ事業者の責任!

ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」から抜粋

「許可業者であること＝適正処理の保証」ではない

環境省からの通知が方針を決める

排出事業者・処理業者・それを管轄する都道府県または政令市の3者は、環境省（国）の定める法令に基づいて適正処理を行います。しかし現実には、法律の解釈が行政区ごとに分かれ、法律だけでは全国的に統一した判断ができないという事情もあります。その部分に対応するため、環境省から出される補足説明が「通知」です。

その一例として、「行政処分の指針について」という通知で、排出事業者責任について示されています。排出事業者責任のあり方は、「信頼できる処理業者を選定する責任はあくまでも排出事業者にある」と提示されています。

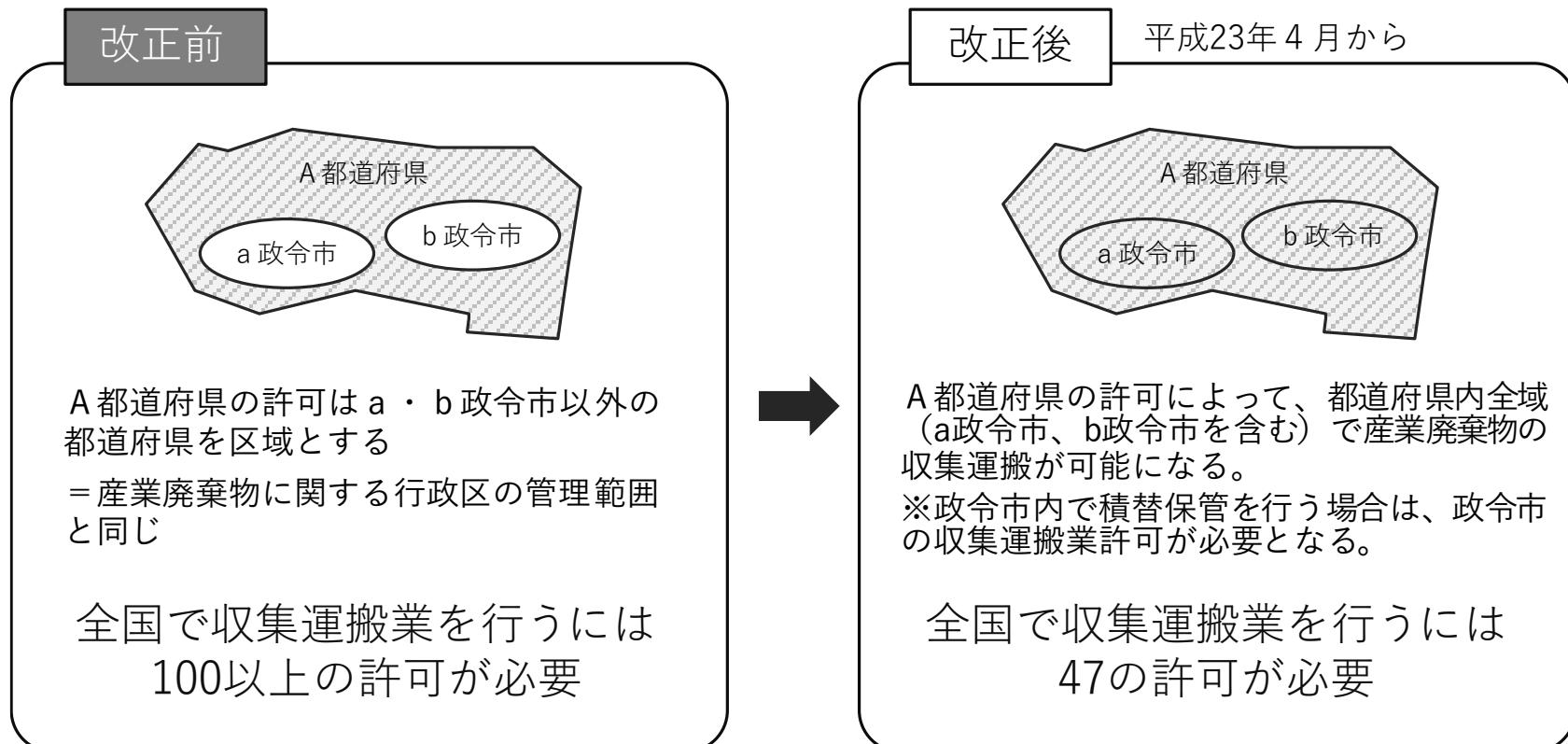
行政処分の指針ポイント

- 「許可」は適正な処理を保証しない。業者選定の責任は排出事業者にある。
- 法要求では含まれない「注意義務」違反も、措置命令の対象となりうる。

注意義務違反の要件	指標（具体例）	対策
適正な対価を負担していない	一般的な処理料金の半値程度	複数の見積りを取る
当該処分（不適正処理）が行われることを知っていた又は知ることができた	改善命令等の行政処分	・処理業者に直接問い合わせ ・施設確認 ・残余容量の把握（埋立） ・二次委託先との契約確認（中間処理）
	不適正処理時の立入検査	
	周辺住民からの訴訟	

ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」から抜粋

収集運搬業許可は、原則、積込みと積下しを行う都道府県の許可を確認



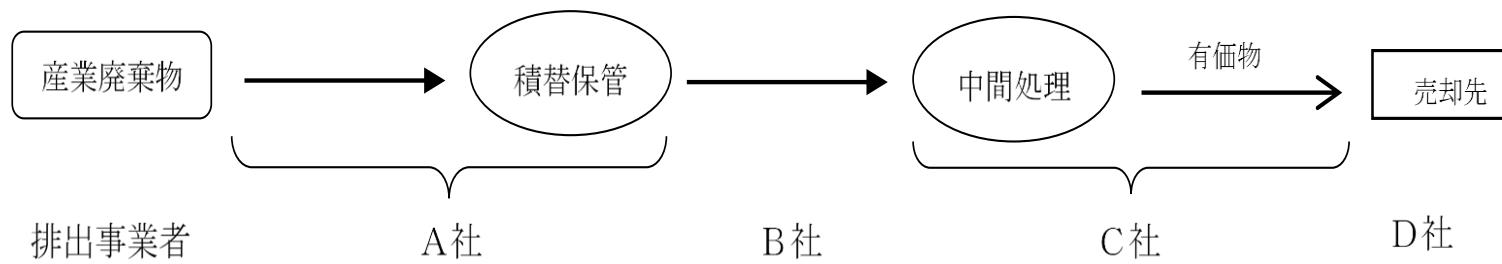
ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」から抜粋

問題を解いてみよう②

2. 問題を解いて覚える法令順守事項

■次の図のような産業廃棄物の処理委託を行う場合、廃棄物処理法に基づいて結ぶべき産業廃棄物処理委託契約について、解答欄に記入しなさい。なお→は、収集運搬を示します。

- 1…収集運搬委託契約のみが必要な場合
- 2…処分委託契約のみが必要な場合
- 3…収集運搬と処分の委託契約が必要な場合
- 4…直接契約が不要な場合



排出事業者とA社	
A社とB社	
排出事業者とC社	
排出事業者とD社	

■次のア～イの文章のうち、内容が正しいものには「〇」を、誤っているものには「×」を解答欄に記入しなさい。

ア. 産業廃棄物の処理委託契約書には、委託する産業廃棄物の種類および数量ならびに支払う処理料金を含めなければならない。

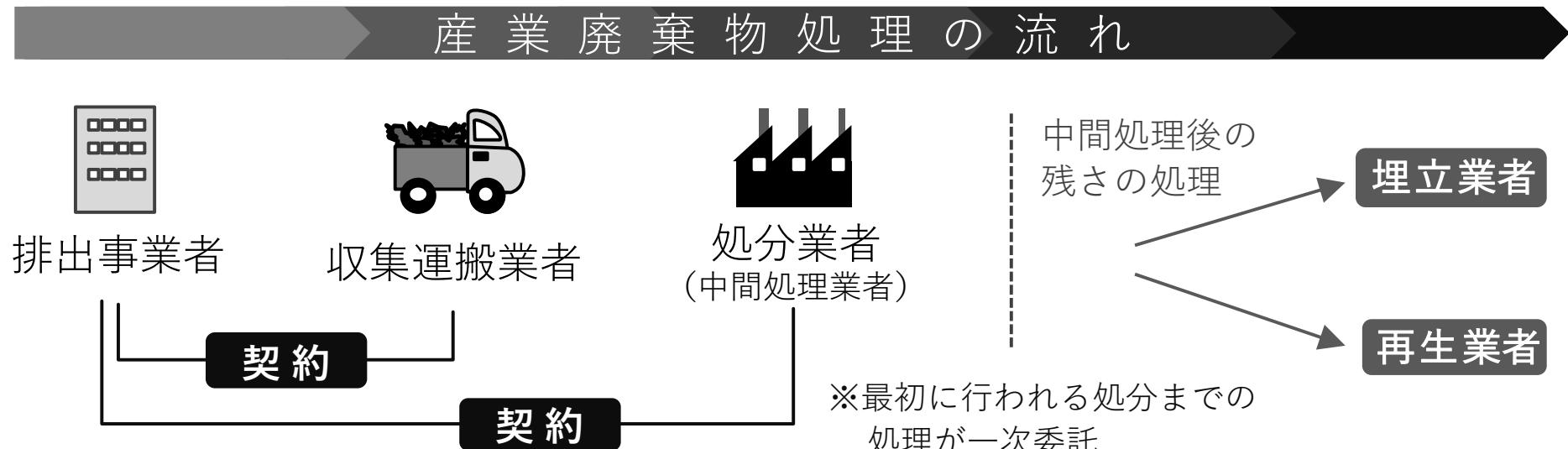
ア.

イ. 仙台市と、多賀城市に排出事業場を有している事業者が、管理票交付等状況報告書を本社のある仙台市にまとめて報告した。

イ.

収集運搬業者とだけではなく、運搬先の処分業者とも直接契約する

- 処理委託の前に締結すること
- 書面で締結すること
- 契約の終了日から5年間保存すること
- 契約する相手



- 記載すべき事項に漏れがない ⇒ 記載事項一覧

ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」から抜粋

産廃処理委託契約書の記載事項

2. 問題を解いて覚える法令順守事項

区分	記載が必要となる条件 (一項は必須の記載事項となる)	法律で定められる記載事項	記載する際の注意点
共通	受託者が処理業許可を受けた者である場合	受託者の事業範囲 ※許可証を添付すること	「添付する許可証の通り」でも構わない
	—	委託契約の有効期間	自動更新の定めがあっても構わない
	—	産業廃棄物の種類及び数量	
	—	契約金額（支払う料金）	単価と数量から合計が計算できれば可
	—	産業廃棄物の性状及び荷姿	性状：固形・液体など 荷姿：袋・コンテナなど
	—	産業廃棄物の性状の変化に関して (通常の保管下で)	
	—	産業廃棄物の混合等による支障	
	委託する産業廃棄物に JIS C 0950含有マークが含まれる場合	JIS C 0950含有マークの表示に関する事項	
	それぞれが委託する産業廃棄物に含まれる場合	委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる旨 ※第一種特定化学物質が含まれる旨 (2026年1月施行予定)	
	—	その他産業廃棄物取り扱い上の注意	
収集運搬	—	上記6項目の変更情報の伝達方法	書面・FAX等、伝達の方法は問わない
	—	受託業務終了の報告	マニフェストによる報告で構わない
	—	契約解除時の産業廃棄物の取扱い	
	—	運搬の最終目的地の所在地	本社などではなく、実際に搬入する施設を記入
積替保管を行う場合	積替保管を行う場合	積替保管を行う場所の所在地	
	積替保管を行う場合であり、 廃棄物が安定型産業廃棄物である場合	積替保管できる産業廃棄物の種類・保管上限	
	積替保管を行う場合であり、 廃棄物が安定型産業廃棄物である場合	他の廃棄物と混合することの許否	他の廃棄物＝管理型の産業廃棄物
処分	—	処分（再生）場所の所在地・方法・処理能力	
	—	最終処分の場所の所在地・方法・処理能力	
	委託する産業廃棄物が 輸入された廃棄物である場合	輸入された廃棄物である旨	平成23年度から記載事項として追加

ユニバース著
「産廃がわかるハンドブック」
から抜粋

産業廃棄物処理委託契約書は、漏れなく記載する

ポイント1 空欄を作らない！

ポイント2 法令の記載事項以外も確認を！

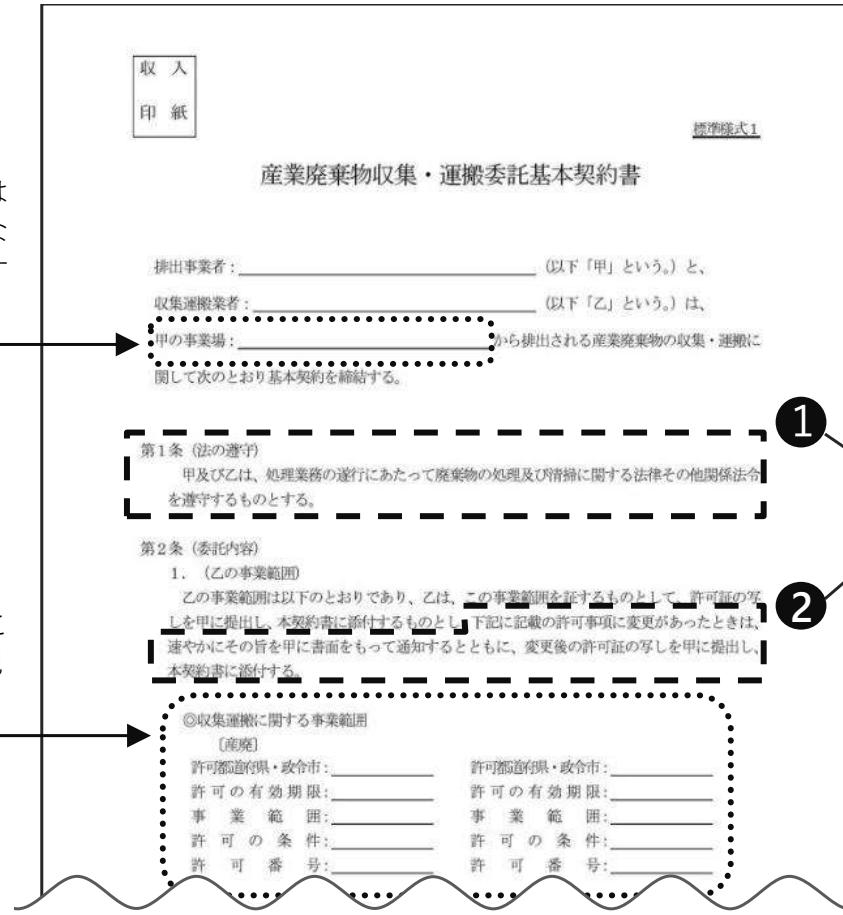
ポイント1

[甲の事業場]

法令で定められる記載事項ではないが、排出した場所は必要な収集運搬業許可の範囲を判断するためにも記入するべき

[事業範囲]

許可証を添付する必要があることから“許可証の通り”という記載でもよい



ポイント2

ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」から抜粋

マニフェストは、運搬・処分・最終処分の完了を確認するための伝票



排出事業者

①廃棄物の引渡し

A 票
排出事業者控

B 2 票
収集運搬終了

D 票
処分終了

E 票
最終処分終了

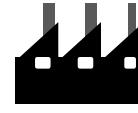


収集運搬業者

B 1 票
収集運搬業者控

②運搬終了

C 2 票
処分終了



処分業者

C 1 票
処分業者控

③処分終了

④二次マニフェスト
の運用

⑤最終処分終了

ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」から抜粋

紙か電子、どちらかを選択して使用する

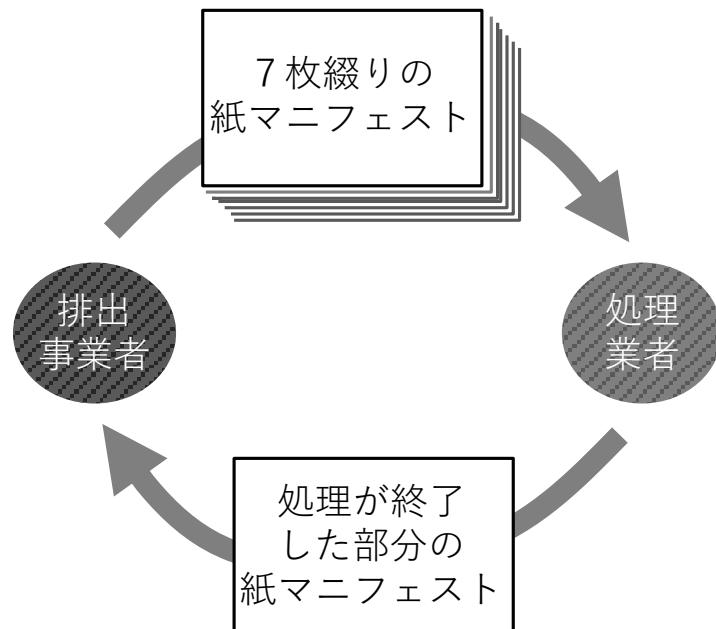


紙マニフェストは 手紙



電子マニフェストは 掲示板

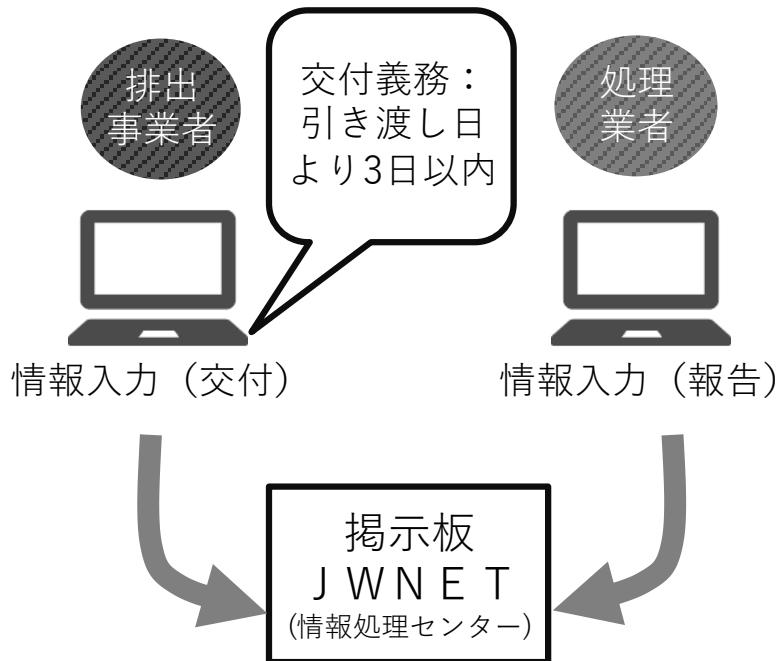
交付義務：廃棄物の引き渡しと同時



保存義務：5年間保存※

報告義務：排出事業者(1年分をまとめて報告)

※A票は交付日から、B2票・D票・E票は送付を受けた日から



保存義務：J W N E T が電子的に保存

報告義務：J W N E T が代わりに報告

※排出事業者、収集運搬業者、処分業者、
3者全ての加入が必須条件

ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」から抜粋

紙マニフェストを1枚でも交付したら、翌年6月末までに報告を

株式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 年度）

平成 年 月 日

○○県知事(○○市長) 殿

報告者
住 所
氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号

排出行政区

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称									業種		
事業場の所在地									電話番号		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所		
2	種類	排出量	交付枚数								
3											
4											

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石錠含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石錠含有産業廃棄物に係るものを見らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」から抜粋

電子報告を行う場合は「みやぎ産廃報告ネット」を活用

報告提出

マニフェスト交付等状況報告

- 毎年6月30日までに、前年度に交付したマニフェストについて自治体に報告が必要です。
- 排出事業場を管轄する保健所（建設業で、仙台市を除く宮城県内の排出事業場2ヶ所以上を統括的に管理している支店等が仙台市内又は他県のみにある場合には、県庁）に報告してください。
- 仙台市内に事業場がある場合は仙台市へ報告してください。

電子報告システム「みやぎ産
廃報告ネット」での報告を
基本としております！



みやぎ産廃報告ネット



1



Miyagi Prefectural Government

宮城県 「みやぎ産廃報告ネット」 <https://www.miagisanpai.jp/sys/A0010.aspx>
※例年、4月1日にサイトオープン

★管理票交付等状況報告に関する詳細情報は下記ページより

宮城県HP「マニフェストに係る報告について」 <https://www.pref.miyagi.jp/site/tekiseisyori/manifest-page001.html>

紙マニフェスト 法定記載事項

2. 問題を解いて覚える法令順守事項

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日 ①年 月 日	交付番号	整理番号	交付担当者 氏名 ②
事業者 (排出者)	氏名又は名称	名称 (排出事業場)	所在地 〒 ④電話番号
産業廃棄物	種類(普通の産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 0100 燃えがら <input type="checkbox"/> 0200 汚泥 <input type="checkbox"/> 0300 魔油 <input type="checkbox"/> 0400 魔酸 <input type="checkbox"/> 0500 魔アルカリ <input type="checkbox"/> 0600 魔プラスチック類 <input type="checkbox"/> 0700 紙くず <input type="checkbox"/> 0800 木くず <input type="checkbox"/> 0900 繊維くず <input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	種類(特別管理産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 1200 金属くず <input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず <input type="checkbox"/> 1400 蛍さい <input type="checkbox"/> 1500 がれき類 <input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体 <input type="checkbox"/> 1800 ばいじん <input type="checkbox"/> 1900 I3号廃棄物 <input type="checkbox"/> 2000 動物系固形不溶物 <input type="checkbox"/> 2100 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 2200 強酸 <input type="checkbox"/> 2300 感染性魔油 <input type="checkbox"/> 2400 PCB等 <input type="checkbox"/> 2500 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 2600 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 2700 引火性魔油 <input type="checkbox"/> 2800 引火性魔油(有害) <input type="checkbox"/> 2900 魔油(有害) <input type="checkbox"/> 3000 魔油(有害) <input type="checkbox"/> 3100 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 3200 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 3300 感染性魔油(有害) <input type="checkbox"/> 3400 I3号魔油(有害)	数量(及び単位) 何妥 ⑦
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり	有害物質等	処分方法
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり ⑧	備考・通信欄 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物	
運搬受託者	氏名又は名称 住所 〒 電話番号 ⑨	名称 所在地 〒 電話番号	名称 所在地 〒 電話番号
処分受託者	氏名又は名称 住所 〒 電話番号	名称 所在地 〒 電話番号	名称 所在地 〒 電話番号
運搬の受託	(受託者の氏名又は名前) (運搬担当者の氏名)	(受領欄) 確 期 終了年月日 年 月 日	数量(及び単位) 有価物持集量 年 月 日
処分の受託	(受託者の氏名又は名前) (処分担当者の氏名)	(受領欄) 處 分 終了年月日 年 月 日	最終処分 終了年月日 年 月 日
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあっては委託契約書記載の番号)	B2票 照合確認 D票 E票	年 月 日 類似品にご注意ください
(直行用)	発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会		

【紙マニフェストの必須記載事項(A票)】

- ①交付年月日と交付番号
- ②マニフェスト交付担当者の氏名
- ③排出事業者の氏名又は名称と住所
- ④排出事業場の名称と所在地
- ⑤産業廃棄物の種類と数量
- ⑥石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨、及びその数量
- ⑦産業廃棄物の荷姿
- ⑧最終処分を行う場所の所在地
- ⑨運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称と住所
- ⑩運搬先事業場の名称と所在地、積替え保管を行う場合はその所在地

【NGな記入の例】

- ・必須記載事項が網羅されていない。
- ・1枚のマニフェストに複数種類の廃棄物を記入。
- ・1枚のマニフェストに複数回数の回収を記入。
- ・契約ない処分委託者を記入。
- ・交付済みのマニフェストを紛失した際に、新しい別のマニフェストを交付すること。
- …など。

新規登録

登録

パターン選択

一般廃棄物、広域認定に係る廃棄物等、電子マニフェスト登録等状況報告が不要な廃棄物を登録する場合は連絡番号3の先頭に「999」を入力してください。

排出情報

引渡し日	2023/02/28 (yyyy/MM/dd)	引渡し担当者	一覧	登録担当者	一覧
排出事業場	コード <input type="text"/> <input type="button" value="コード取得"/> <input type="button" value="事業場追加"/>	名称 <input type="text"/> <input type="button" value="一覧"/> <input type="button" value="クリア"/>			
連絡番号1	連絡番号2	連絡番号3			

産業廃棄物情報

No.	編集	削除	廃棄物の種類	廃棄物の大分類⑥	廃棄物の名称	廃棄物の数量	荷姿	荷姿の数量	数量の確定者	有害物質	放射性物質
-----	----	----	--------	----------	--------	--------	----	-------	--------	------	-------

運搬情報

区間	編集	削除	自己	収集運搬業者	積替・保管施設	運搬方法	運搬担当者	車両番号	(再)自己	再委託収集運搬業者
----	----	----	----	--------	---------	------	-------	------	-------	-----------

処分情報

処分業者	⑨ <input type="text"/> <input type="button" value="一覧"/> <input type="button" value="クリア"/>
処分事業場	<input type="text"/>
処分方法	<input checked="" type="radio"/> 再生 <input type="radio"/> 中間 <input type="radio"/> 最終 (選択なし)
再委託先処分業者	<input type="text"/>

最終処分の場所

<input checked="" type="radio"/> 委託契約書記載のとおり <input type="radio"/> 当機指定期のとおり	⑧ <input type="text"/>	郵便番号	所在地	電話番号
No.	削除	最終処分事業場		

備考

備考1	<input type="text"/>	備考2	<input type="text"/>
備考3	<input type="text"/>	備考4	<input type="text"/>
備考5	<input type="text"/>		

パターン名称:

[▲ページトップ](#)

■受渡確認票：電子マニフェストを利用した廃棄物の委託時に使用する

電子マニフェストシステム (JWNET)		受渡確認票		JWNET Japan Waste Network.		a 1 4 8 9 4 7 8 7 7 3 8 a	
マニフェスト番号	14894787738	登録の状態 連絡番号1	確定情報 連絡番号2	引渡し日 2022/08/19	引渡し担当者 連絡番号3	板倉 聰至	
排出事業者	氏名又は名称 株式会社ユニバース 住所 〒 105-0001 東京都港区虎ノ門3-7-10 ランディック虎ノ門ビル5階 電話番号 03-6809-2581 加入者番号 1107894	排出事業場	名 称 株式会社ユニバース 所在地 〒 105-0001 東京都港区虎ノ門3-7-10 ランディック虎ノ門ビル5階 電話番号				
産業廃棄物	種 類 2200000 管理型混合廃棄物 〔大 分 類 名 称 管理型混合廃棄物〕 有害物質 放射性物質対象外 廃棄物の名称		数 量 .0.500 m3 荷 姿 バラ	確定数量 .0.500 m3 数量の確定者 収集運搬業者(区間1)			
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)						
最終処分場所 (予定)	所 在 地 (名 称 [電 話 番 号]) 委託契約書記載のとおり						
收集運搬業者 区間1	氏名又は名称 株式会社 [REDACTED] 住所 [REDACTED]	運搬先の事業場	名 称 [REDACTED]リサイクルセンター 所在地 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]	運搬方法	車両	車両番号(排出)	
	電話番号 [REDACTED] 加入者番号 [REDACTED] 許可番号 [REDACTED]			運搬量 0.500 m3	運搬担当者	[REDACTED]	
	備考			有価物拾集量	運搬終了日	2022/08/19	
処分業者	氏名又は名称 株式会社 [REDACTED] 再資源物流センター 住所 [REDACTED]	処分事業場	名 称 [REDACTED]リサイクルセンター 所在地 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED] 奈分方法	報告区分	処分(中間)+最終	奈分終了日 2022/08/20	廃棄物受領日 2022/08/19
	電話番号 [REDACTED] 加入者番号 [REDACTED] 許可番号 [REDACTED]				処分担当者	[REDACTED]	
	備考				受入量 0.500 m3		
最終処分の場所 (実績)	所 在 地 (名 称 [電 話 番 号]) [REDACTED] リサイクルセンター [REDACTED]				最終処分終了日 2022/08/30		
備考1							
備考2							
備考3							
備考4							
備考5							
印 刷 日 時 2023/02/28 13:48:11							

区分	紙マニフェスト	電子マニフェスト
利用条件	特になし	排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が利用できる状況にあること
利用料金	30円／枚	JWNET利用料 22円／件 ※ASP利用料 ~150円程度／件
交付義務	引き渡しの都度	引き渡し後3日以内 ※事前に予約登録が可能
保存義務	5年間 ※B2、D、E票はそれぞれ返送を受けた日から起算	排出事業者自ら保存の必要なし ※JWセンターが代行
報告義務	1年分の交付状況を毎年6月末に 都道府県又は政令市に報告	排出事業者自ら報告の必要なし ※JWセンターが代行
返送確認	処理の工程に応じて対応する伝票が返送される → 手元に自動的に伝票が戻ってくるが、 交付日からの経過日数が一目でわからない	JWNET内で登録される → 自発的に確認することが必要だが、 進捗が一目瞭然である
記載事項	正確な知識を有していなければ、 記載の漏れや誤りに気付くことができない	入力項目がシステムで管理されているため、 記載の漏れや誤りが比較的生じづらい

マニフェスト情報の照会一覧

1 / 1ページ ページを 500件 表示 (合計件数 : 1 件)

照会結果一覧															
No.	一括選択	登録の状態	確認期限	マニフェスト番号	運搬	処分	最終	連絡番号1	連絡番号2	連絡番号3	引渡し日	廃棄物の大分類名称	廃棄物の種類	廃棄物の数量	排出事業者
1	<input type="checkbox"/>	確定情報		14894787738	●	●	●				2022/08/19	管理型混合廃棄物	管理型混合廃棄物	0.500m ³	株式会社ユニアース

受渡確認票印刷 一覧表印刷 マニフェスト情報照会結果項目 (402項目) CSV保存 ▲ページトップ

〈水銀産業廃棄物の分類〉

区分		例
特別管理 産業廃棄物	廃水銀等	水銀回収施設で回収された水銀が廃棄物となつたもの
	水銀汚染物 (従来からの 特別管理 産業廃棄物)	水銀精錬用焙焼炉等から排出されたばいじん
普通 産業廃棄物	水銀汚染物 (水銀含有 ばいじん等)	廃棄物焼却施設から排出された水銀を含んだばいじん、燃え殻
	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀電池、蛍光ランプ、気圧計、ガラス製温度計、水銀体温計

廃蛍光灯の位置づけ

現在使用されている蛍光灯には、微量ながら水銀が使用されており、廃棄物となれば、水銀使用製品産業廃棄物となります。この改正は廃棄物の種類（品目）の追加ではありません。廃蛍光灯であれば、あくまでも金属くず、ガラスくず、廃プラスチック類等の混合物という位置づけは、改正の前後で変わりません。処理基準や委託基準が、通常より厳しくなります。また、温度計などは、水銀回収が可能な処理業者への委託が必要です。

水銀使用製品産業廃棄物の ポイント

保管

- ・仕切りや表示等による混合防止
- ・産業廃棄物の掲示板の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」と追記

処理 委託

- 【許可の確認】許可証の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること
- 【契約書】廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」と明記する
- 【マニフェスト】「水銀使用製品産業廃棄物」と明記し、その数量を記載

PCBに汚染された電気機器の危険性

PCBってなに？

PCBとはPoly Chlorinated Biphenyl (ポリ塩化ビフェニル) の略称です。

人工的に作られた、主に油状の化学物質です。PCBの特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。



POINT!

国内メーカーが平成2年頃までに製造した電気機器には、PCB汚染の可能性があります。
身近な電気機器や汚泥などがPCB汚染されていないか、調査することが求められています。

低濃度PCB廃棄物とは？

平成初期に製造された古い電気機器の絶縁油は、
PCBにより汚染されている可能性があります。

こうした機器のうちPCB濃度が0.5mg/kg(ppm)を超え5,000mg/kg
以下のものは低濃度PCBにより汚染された機器に該当します。

POINT!

「绝缘油」といっても、
油そのものだけでなく、
その油を染み込ませた
「紙」であったりと、そ
の形状はさまざまです。



PCB汚染の可能性のある電気機器

PCB汚染の可能性がある電気機器には、自家用電気工作物の変圧器や電力用コンデンサー等の他に、電気溶接機、X線照射装置、昇降機、分電盤、モーターなどに付属又は内蔵する低圧コンデンサーがあります。



- X線照射装置
- 電力用コンデンサー
- 電気溶接機
- 自家用電気工作物の変圧器
- 昇降機
- 分電盤
- モーターなどに付属または内蔵する低圧コンデンサー

低濃度PCB廃棄物は
令和9年(2027年)3月31日
までに処分しなければなりません。

施設内の古い電気設備や倉庫等を起点検し、
該当電気機器がないか確認してください。

判別方法

出荷時点においてPCB汚染の可能性がある電気機器の製造時期は次のとおりです。まず電気機器の銘板情報等から製造年を確認し、メーカーに問い合わせるか、採油可能な機器は採油してPCB濃度を測定してください。

変圧器等(絶縁油採取可能機器)

…平成5年(1993年)以前

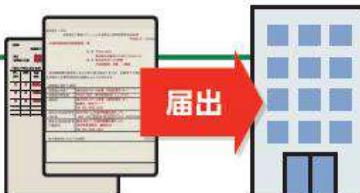


コンデンサー(絶縁油封じ切り機器)

…平成2年(1990年)以前

届出

将来的に廃棄される予定の低濃度PCB廃棄物も含め、PCB特掲法に従って管轄の自治体に届出をお願いします。
なお、使用中の自家用電気工作物がPCBに汚染されたものであった場合は、電気事業法の電気開業報告規則に従って管轄の経済産業省 産業保安監督部に届出をしてください。



PCBによる健康被害

PCBは脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

PCBが大きく取り上げられる契機となったのは、昭和43年(1968年)のカネミ油症事件です。食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し健康被害を発生させました。カネミ油症は昭和43年10月に西日本を中心として広域にわたって発生したライスオイル(米ぬか油)による食中毒事件で、症状としては吹き出物、色素沈着、目ヤニなどの皮膚症状のほか、全身倦怠感、しびれ感、食欲不振など多岐に渡ります。

カネミ油症事件の症状	
全身倦怠感	吹出物
しびれ感	色素沈着
食欲不振	目や

産廃／一廃／有価物の違い

2. 問題を解いて覚える法令順守事項

	廃棄物		有価物
	産業廃棄物	一般廃棄物	
具体例	<ul style="list-style-type: none">・売却できない廃プラ・廃蛍光灯・廃木製パレットなど	<ul style="list-style-type: none">・一般のオフィスの紙くずなど・事業活動に伴わない廃棄物	<ul style="list-style-type: none">・売却可能な排出物・段ボールなど
処理責任	排出事業者	市町村 ※但し、事業系一般廃棄物については排出事業者にも責任有り	※廃棄物ではないため、処理責任というよりも製造者としての責任
処理業の許可の権限	都道府県知事 および政令市長	市町村長	—
許可業者への委託	必要	必要	—
書面での処理委託契約締結義務	必要	法律上の義務ではない	—
マニフェストの交付	必要	法律上の義務ではない	—

ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」から抜粋

◆施設確認とは…

★[施設確認] は、法令で定められている義務ではない。

★[施設確認] では、不適正処理や法令違反を見抜くことまでは難しい。

★[施設確認] を行っていない処分業者への委託は危険である。
信頼できる業者を判断する、最も有効な手段である。



では、施設に行って何を見るのか？

①[許可・契約・マニフェスト]とのズレはないか？**処理の流れを知る。**

※持参する、作成する、修正すること

②処理施設において、**異常な状態ではないか**を確認する。

(異常：山積みの状況、においや騒音などの公害、近隣住民の反対、従業員の行動)

③訪問したという**事実を記録し、保存すること。**

※チェックシートが必要になる

廃掃法では「努力義務」である現地確認を条例で義務化

処分先の実地確認義務

産業廃棄物の処理等の適正化に関する条例第8条

排出事業者は、あらかじめ、当該処分を受託しようとする者が当該処分を適正に行う能力を有していることを確認しなければならない。

- 排出事業者は、委託しようとする処分業者が処分を適正に行う能力を有することを、契約締結後年1回以上確認するとともに、確認した事項を記録しなければなりません。確認し記録した内容は5年間保存が必要
- なお、委託先が以下の場合は確認義務は免除
 - ・優良認定を受けた産業廃棄物処分業者
 - ・知事が認める者((公財)宮城県環境事業公社、JESCO、地方公共団体、廃棄物処理センター)

委託先の確認方法	・排出事業者が、自ら処分業者を実地に調査する。 ・排出事業者が、処分業者を実地に確認している者(収集運搬業者等)から、稼働状況を聴取する。
記録する内容	確認した年月日、確認した者の氏名、確認の方法、産業廃棄物の処分の状況、産業廃棄物の保管の場所の状況

2



Miyagi Prefectural Government



→ その他 委託先における不適正処理発覚時の行政報告、産業廃棄物の性状確認 等

★宮城県「産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例」の詳細は下記ページより

宮城県HP「適正化条例に基づく排出事業者の責務」 <https://www.pref.miyagi.jp/site/tekiseisyori/haishutsu-tekiseika.html>

廃棄物処理 Q&A

Q1 産業廃棄物の処理業者は、どうやって探すのですか？

①都道府県等の名簿から探す。

県のホームページで「宮城県産業廃棄物処理業者名簿」を公開していますので、ご利用願います。
また、「優良産廃業者」については、別に名簿を公開していますので、参考にしてください。

また、県ホームページ「リサイクルのススメ」(環境政策課担当)で、リサイクル業者の名簿も公開していますので、参考にしてください。

②一般社団法人宮城県産業資源循環協会に問い合わせる。

一般社団法人宮城県産業資源循環協会で会員の紹介を行っています。

(一般社団法人宮城県産業資源循環協会 TEL 022-290-3810 URL <http://www.miyanpaisai.or.jp/>)
委託に際しては、排出事業者である皆さんが、許可の内容や処理の内容を十分確認し、その上で納得できる処理業者と委託手続をすることになります。

Q2 委託契約書のひな型はありませんか？

県では、ひな型を示しておりません。公益社団法人全国産業資源循環連合会など各種団体で委託契約書様式や手引書を市販しておりますので、参考にしてください。

(公益社団法人全国産業資源循環連合会 URL <http://www.zensanpaisai.or.jp/>)

Q3 マニフェストはどこで購入できますか？

一般社団法人宮城県産業資源循環協会などで取り扱っています。県庁や県の機関では販売しておりません。

Q4 委託基準やマニフェストのルールを守らなかった場合、罰則を受けることはありますか？

違反の内容によって、5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科などの罰則が適用される場合があります。

(例) 違反行為

罰則	
無効業者への委託など	5年以下の懲役若しくは1,000万円の罰金又はこの併科
契約書作成義務違反、許可面の付け漏れ・5年保存義務違反など	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科
マニフェスト伝票の記載・交付義務違反・5年保存義務違反など	1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金

Q5 委託業者が不法投棄を行った場合、排出事業者も責任を負わされることがありますか？

排出事業者が十分に排出事業者の責任を全うしていないかった場合、不法投棄を行った行為者のみならず、排出事業者も原状回復の措置命令対象となるとともに、違反の内容によっては、5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科などの罰則が適用される場合があります。

Q6 リサイクルする場合はマニフェストを使用しなくてもいいですか？

たとえ、リサイクルされるものでも、産業廃棄物の処理を行う以上は、処理業者には許可が必要であり、排出事業者はマニフェストを使用する必要があります。

なお、国の広域認定制度で認定を受けた製造業者等によるリサイクルについては、この限りではありません。

Q7 条例で委託先の確認義務があると聞いたのですが？

県では、**産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例（適正化条例）**により、排出事業者に、産業廃棄物管理責任者の設置や委託先の実地確認義務を定めています。委託先の実地確認は、優良産廃処理業者に委託する場合は免除されます。

Q8 優良産廃処理業者とはどんなものですか？

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度により、認定を受けた産廃処理業者です。

全国の優良産廃処理業者は「優良さんばいナビ」により検索できます。

(**優良さんばいナビ** URL <http://www3.sanpaisai.or.jp/>)

おまけ

●メールマガ・さんはいR

県では、メールマガジン「メールマガ・さんはいR」により、廃棄物の適正処理に関する情報を配信しておりますので、ぜひ登録をお勧めします。

●出前講座

廃棄物処理の基本ルールについて県職員が出張して講義を行う「出前講座」を無料で実施していますので、お気軽にお問い合わせください。

◎宮城県産業廃棄物行政関係機関一覧

担当公所	郵便番号・住所	電 話	所管区域
仙南保健福祉事務所 (仙南保健所)	〒989-1243 大河原町字南129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市、角田市、蔵王町、 七ヶ宿町、大河原町、 村田町、柴田町、川崎町、 丸森町
仙台保健福祉事務所 (塩釜保健所)	〒985-0003 塩竈市北浜4-8-15	022-363-5501	塩竈市、多賀城市、富谷市、松島町、 七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、 大衡村
仙台保健福祉事務所岩沼支所 (塩釜保健所岩沼支所)	〒989-2432 岩沼市中央3-1-18	0223-22-6295	名取市、岩沼市、亘理町、 山元町
環境衛生部環境廃棄物班			
北部保健福祉事務所 (大崎保健所)	〒989-6117 大崎市古川旭4-1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-91-0711	栗原市、大崎市、色麻町、 加美町、涌谷町、美里町
東部保健福祉事務所 (石巻保健所)	〒986-0850 石巻市あゆみ野5丁目7	0225-95-1447	石巻市、亘米市、東松島市、女川町
環境衛生部環境廃棄物班			
気仙沼保健福祉事務所 (気仙沼保健所)	〒988-0066 気仙沼市東新城3-3-3	0226-22-5127	気仙沼市、南三陸町
環境衛生部環境廃棄物班			
宮城県環境生活部 循環型社会推進課	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2463 022-211-2467 022-211-2648 022-211-2649	(事業者指導等について) (不法投棄対策等について) (廃棄物処理業の許可等について) (各種リサイクル法について)
廃棄物指導班 不法投棄対策班 施設班 リサイクル推進班			

◎仙台市内の行政担当機関

仙台市環境局廃棄物事業部ごみ減量課 事業係 (022-214-8235) 施設係 (022-214-8236)
仙台市青葉区二日町6番12号

◎産業廃棄物管理票の購入等について

公益社団法人全国産業資源循環連合会 東京都港区六本木3-1-17第2ABビル4階 電話 03-3224-0811 (代)	【宮城県】一般社団法人宮城県産業資源循環協会 仙台市青葉区木町通1-4-15 電話022-290-3810, FAX022-290-0381
--	--

◎電子マニフェストについて

JWNET (公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター情報処理センター)
URL <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

令和元年5月 宮城県循環型社会推進課

排出事業者からの情報伝達不足による廃棄物処理工程からの有害化学物質漏えいが課題

背景



- 廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理に係る委託基準の中で、排出事業者に対して、産業廃棄物の処理を委託する際、処理業者が廃棄物を適正に処理できるよう、その処理に必要な情報を伝達することを定めている。（廃棄物処理法施行規則第8条の4の2）
 - また、排出事業者の参考となるよう、適正処理に必要な廃棄物の情報を具体的に例示したWDS（廃棄物情報データシート）とそれに係るガイドライン（WDSガイドライン）を環境省から示しており、平成24年に発生した利根川水系における水質事故を踏まえ、適切に情報伝達が行われるよう、平成25年にWDSガイドラインの大幅な改訂を行った。
 - それでもなお、排出事業者から処理業者への情報伝達が十分でなかったため、廃棄物処理工程から化学物質が環境中へ流出し、生活環境保全上の支障が生じたと考えられる事例等が発生しており、情報伝達の推進が課題となっている。
 - また、平成29年2月に中央環境審議会でとりまとめられた、「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、情報伝達の一層の推進が課題とされており、環境省において検討会を開催し、廃棄物処理制度における情報伝達の在り方等について検討を進めてきたところ。
- 以上のことを踏まえ、適正処理に必要な情報が産業廃棄物処理業者に確実に伝達されるよう、委託処理基準に係る廃棄物処理法施行規則を改正とともに、情報伝達に係る自立的取組の促進を図るため、WDSガイドラインを改正する方針とした。 1

有害廃棄物情報の情報伝達に関する改正内容の概要

廃棄物処理法省令改正、WDSガイドラインの改正概要



【廃棄物処理法省令の改正内容】

- 省令改正により規定する情報伝達については、危険・有害物質に関する関連法令と連携する形で、伝達する内容等を明確化し、実効性のある方策とすることとした。
- 連携する法令としては、化学物質排出把握管理促進法（化管法）とし、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている化管法において、人や生態系への有害性があり、環境中に継続して広く存在する（暴露可能性がある）と認められる物質として指定されている第一種指定化学物質に関する情報を伝達することとした。
- 健康や環境に影響を与える可能性がある化学物質の工場等からの移動量等を把握・届出するPRTR制度で、届出が義務付けられている事業者が把握している第一種指定化学物質の移動量等の情報を、廃棄物処理業者に提供することで、廃棄物処理工程から化学物質が環境中へ流出することがない、適正な処理につながると考えている。
- 対象事業者：第一種指定化学物質等取扱事業者
伝達情報：廃棄物に含有等する第一種指定化学物質の名称・数量又は割合
(※具体的な算出・推計方法については別途ガイドライン等で情報提供。)

【WDSガイドラインの改正内容】

- 省令改正の内容を追加（PRTR届出対象事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、委託契約に含まれるべき事項に、第一種指定化学物質の名称等を追加）。
- 有識者等の意見を踏まえ、WDS様式について更新。
- 伝達情報の過不足による事故の防止を徹底するため、排出事業者と処理業者の双方向によるコミュニケーションが重要であることを強調。

2

PRTR制度に基づく届出を実施している事業者が対象となる

■ 目的

- ①廃棄物処理工程からの化学物質の漏えいを防止すること
- ②処理業者における適正処理に必要な情報の伝達について
排出事業者の自主的な取組を促進すること

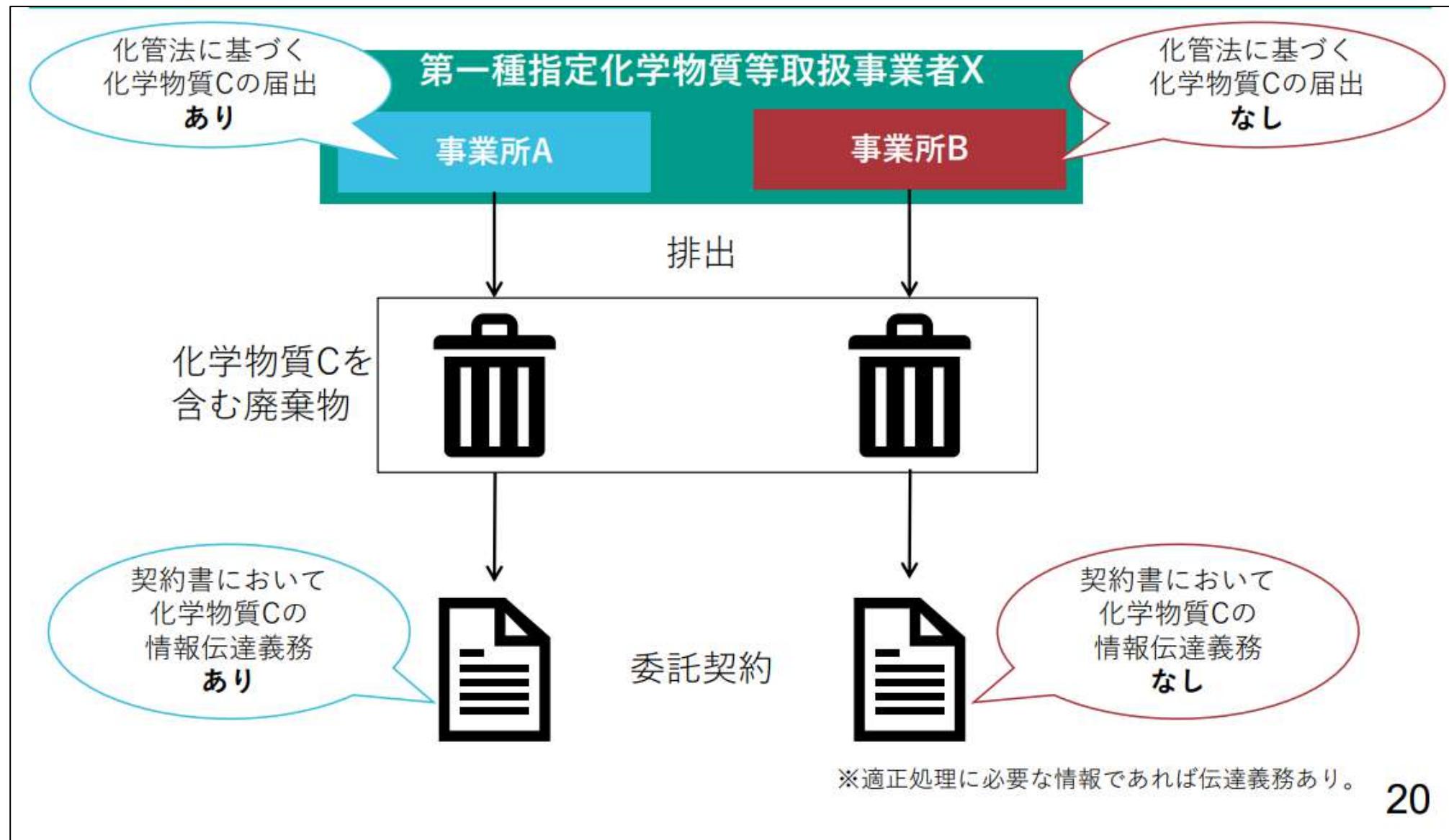
■ 対応

- ・ PRTR制度に定められる 「第一種指定化学物質等取扱事業者」 は、
当該化学物質が含有・付着する産業廃棄物の処理を委託する場合に、
 - 1) 第一種指定化学物質が含有・付着している旨
 - 2) 含有・付着している第一種指定化学物質の名称および量（または割合）を産業廃棄物処理委託契約に明記することが義務付けられた

※第一種指定化学物質等取扱事業者であっても、PRTR制度に基づく届出を行っていない第一種指定化学物質が廃棄物に含有等している場合には、情報伝達義務はない。ただし、処理業者と協議の上、当該物質が処理工程に影響を与えると考えられる場合は、情報提供が必要。

「有害廃棄物の情報伝達省令改正に関する FAQ」より抜粋
<https://www.env.go.jp/content/000347664.pdf>

情報伝達義務の有無は、PRTR制度と同じく事業所ごとに判断する



「有害廃棄物の適正処理に係る情報伝達について」より抜粋
<https://www.env.go.jp/content/000347658.pdf>

施行日は2026年1月1日だが、経過措置が設けられている

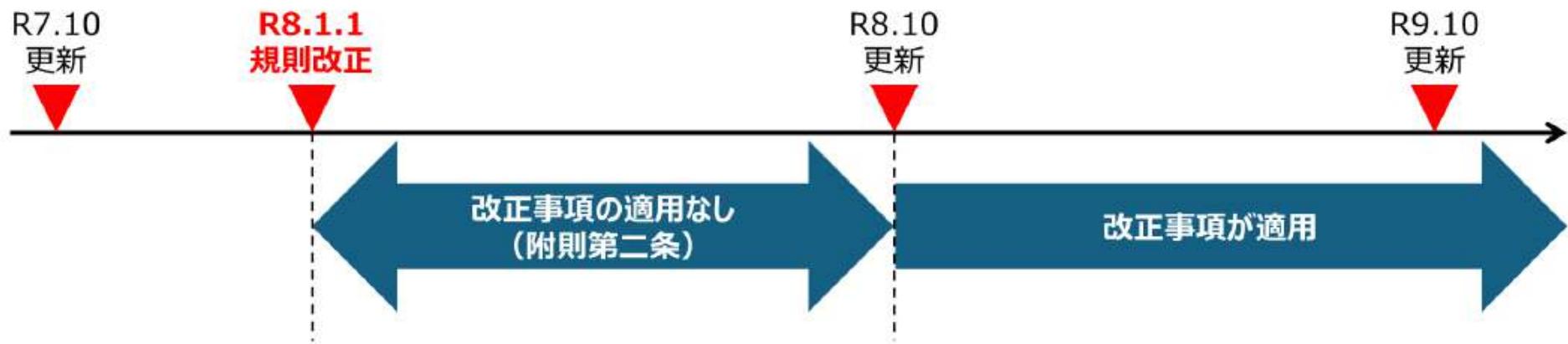
既に締結済みの産業廃棄物処理委託契約に関しては、施行日（令和8年1月1日）を過ぎた後も、契約更新が生じるまでの間は、従前の契約のままで良い（施行規則附則第2条）

- 2026年1月1日以降、新規に契約を締結する場合には、法定記載事項として追加が必要

■ 自動更新の定めのある契約の場合

自動更新を含む契約→施行日以降最初の更新日から改正事項が適用される

(例) 毎年10月に自動更新される契約の場合



「有害廃棄物の適正処理に係る情報伝達について」より抜粋
<https://www.env.go.jp/content/000347658.pdf>

「WDSガイドライン」と「WDS様式」も改訂された（2025年10月末）

WDSガイドライン（第2版(H25.6)から第3版）の主な改訂箇所

- 施行規則改正の内容を追加（第一種指定化学物質等取扱事業者が産業廃棄物の処理を委託する際、委託契約に含まれるべき事項に、第一種指定化学物質の名称等を追加）。
- 伝達情報の過不足による事故の防止を徹底するため、排出事業者と処理業者の双方によるコミュニケーションが重要であることを強調。

WDS様式の主な改訂箇所

- ④廃棄物の発生工程
→旧版では「その他の情報」の一部としていたが、独立した記入欄を設けた。
- ⑦廃棄物の組成・成分情報
→情報伝達が義務付けられている危険・有害物質の記入欄を新たに設けた。
(本改正での情報伝達が義務付けられた第一種指定化学物質の情報はここに記入)

「有害廃棄物の適正処理に係る情報伝達について」より抜粋
<https://www.env.go.jp/content/000347658.pdf>

「WDS様式」の改訂に伴い追加された記載項目

1 作成年月日				記入者
2 排出事業者の名称等	名称	所属		
	所在地	担当者	TEL	FAX
3 廃棄物の名称				
4 廃棄物の発生工程				
5 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 汚泥	<input type="checkbox"/> 廃油	<input type="checkbox"/> 廃酸	<input type="checkbox"/> 廃アルカリ
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> その他 ()			
※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合				
6 特別管理産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等	
	<input type="checkbox"/> 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 指定下水汚泥	<input type="checkbox"/> 廃酸(有害)
	<input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 鹽化(有害)	<input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害)
	<input type="checkbox"/> 強酸	<input type="checkbox"/> PCB等	<input type="checkbox"/> 燃えがら(有害)	<input type="checkbox"/> ばいじん(有害)
	<input type="checkbox"/> 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 廃水銀等	<input type="checkbox"/> 廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害)
	<input type="checkbox"/> 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 廃石綿等	<input type="checkbox"/> 汚泥(有害)	
7 特定有害廃棄物	() アルキル水銀	() トリクロロエチレン	() 1,3-ジクロロブロエン	
○:含有	() 水銀又はその化合物	() テトラクロロエチレン	() チウラム	
×:非含有	() カドミウム又はその化合物	() ジクロロイソブチレン	() シマジン	
△:含有の可能性あり	() 鉛又はその化合物	() 四塩化炭素	() チオベンカルブ	
	() 有機燐化合物	() 1,2-ジクロロエタン	() ベンゼン	
	() 六価クロム化合物	() 1,1-ジクロロエチレン	() セレン	
	() 磷素又はその化合物	() シス-1,2-ジクロロエチレン	() ダイオキシン類	
	() シアン化合物	() 1,1,1-トリクロロエタン	() 1,4-ジオキサン	
	() PCB	() 1,1,2-トリクロロエタン		
8 廃棄物の組成・成分情報	物質名又は品名		量・濃度	CAS登録番号
9 その他主要成分				

「発生工程」の欄が追加

第1種指定化学物質の
名称、量又は含有割合を記載
※CASNo.がわかれれば併せて記入

「WDSガイドライン(第3版)」(環境省)より抜粋
<https://www.env.go.jp/content/000347660.pdf>

排出事業者責任の徹底、及び資源循環の促進を目的とした法改正

背景

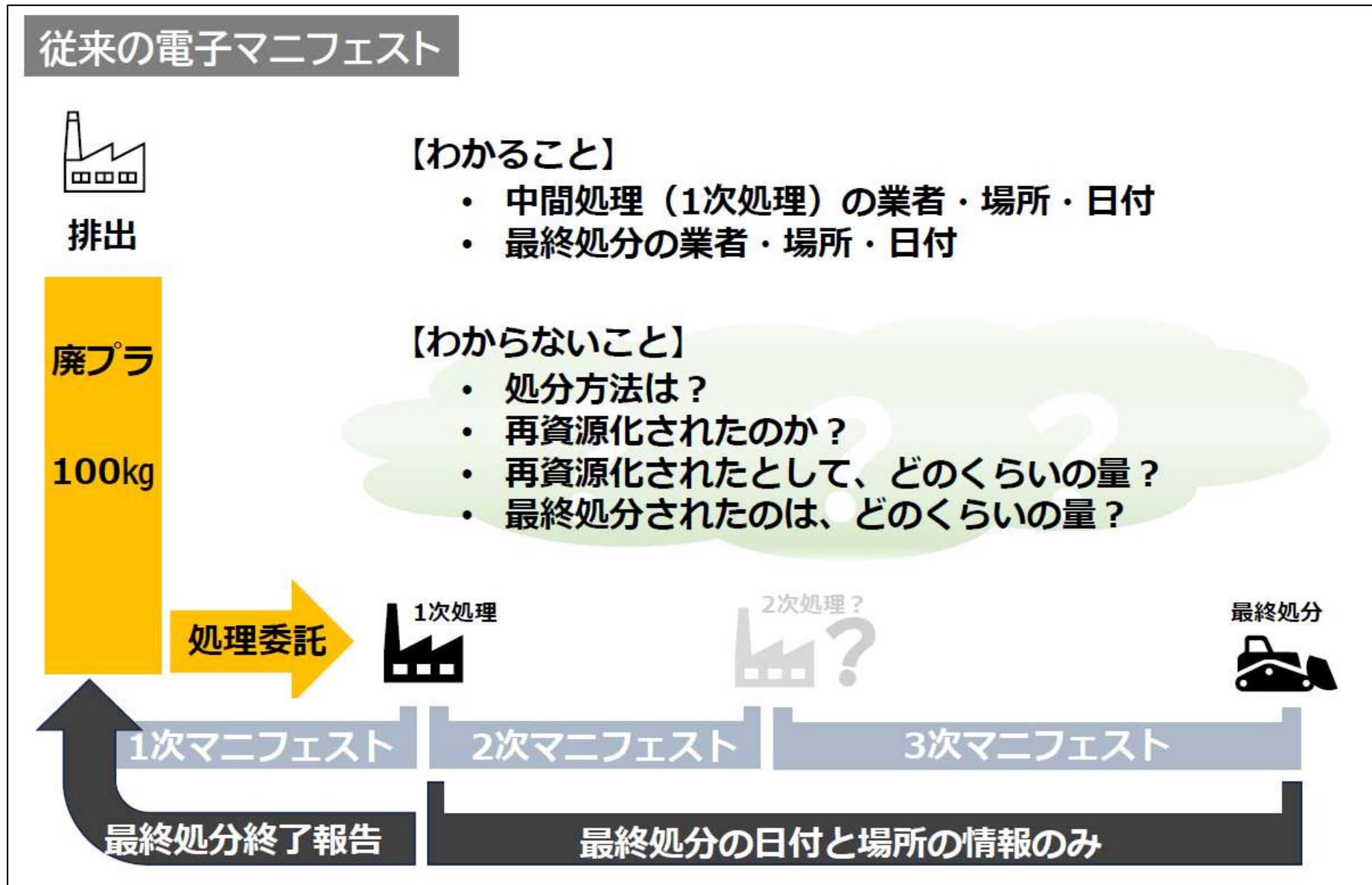


- 平成29年2月の中央環境審議会からの意見具申「廃棄物処理制度の見直しの方向性」においては、当意見具申の背景となった食品廃棄物の不正転売事案も踏まえ、**排出事業者責任の徹底、産業廃棄物の処理状況の透明性の向上等について指摘**を受けた。
- また、令和6年2月の中央環境審議会からの意見具申「脱炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策のあり方について」においても、資源循環の促進の観点から、**電子マニフェストの活用、廃棄物の処理方法や再生材の供給量などの情報収集の重要性が指摘**された。
- これらを踏まえ、排出事業者が廃棄物処理の全体像を把握することによって、**排出事業者責任を貫徹**するとともに、電子マニフェスト情報の活用により**資源循環の促進**を図るための取組を行う必要がある。



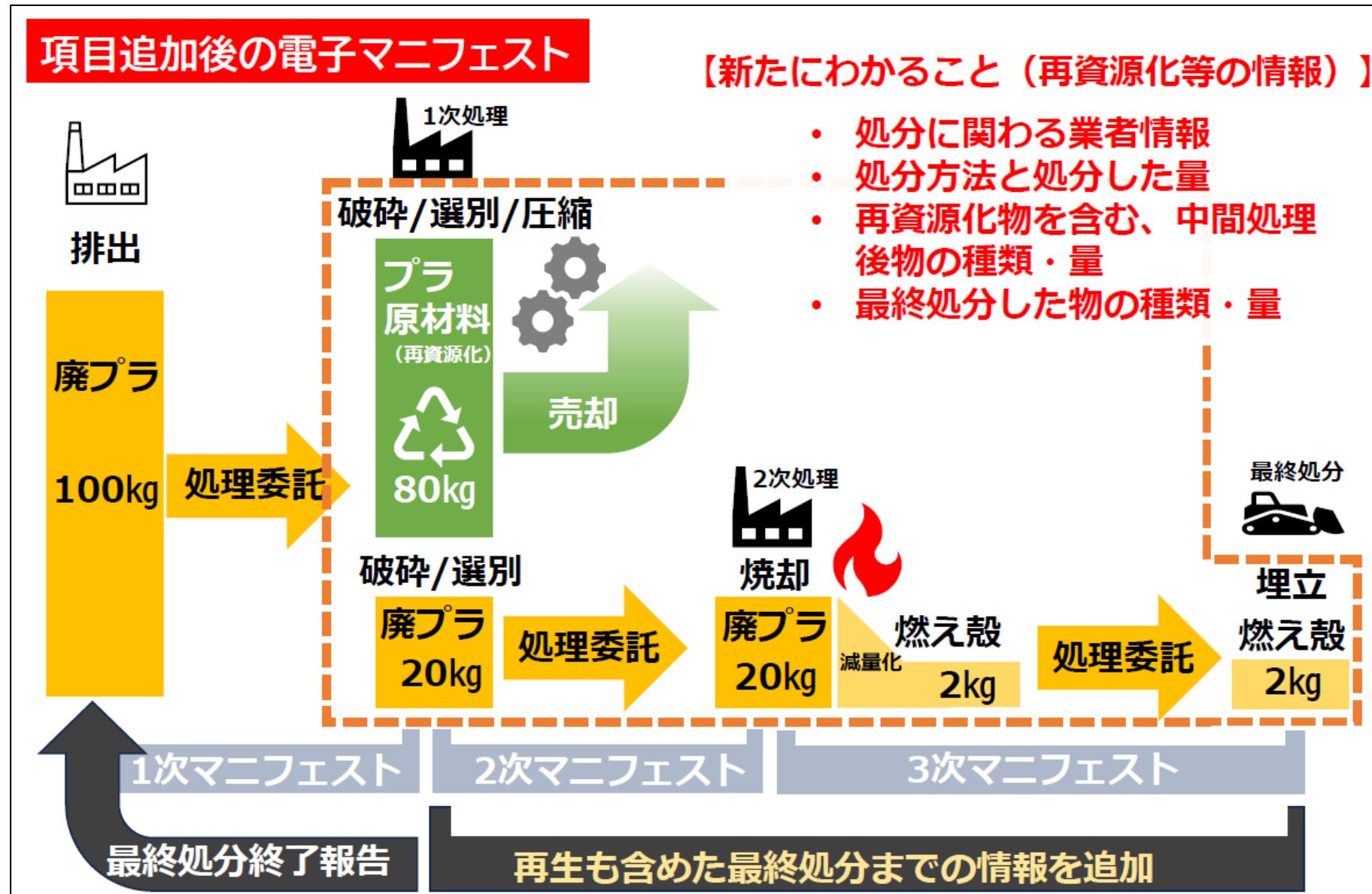
- 廃棄物の適正処理の強化の取組として、排出事業者が再資源化を含めた最終処分までの処理フローを把握可能となるよう、情報処理センターと連携し、**電子マニフェストの入力項目を追加**するための**廃棄物処理法施行規則の改正**を行う。
- 同時に、**電子マニフェストの利便性向上**のため、入力時の手間を軽減させるための改良も行う。

従来電子マニフェストでは追跡できなかった中間処理後の処分フローと再資源化量を可視化



公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター資料「処分業者向け電子マニフェスト項目追加説明会」より抜粋
https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/assets/files/seminar_shobun_siryou_202510.pdf

従来電子マニフェストでは追跡できなかった中間処理後の処分フローと再資源化量を可視化



公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター資料「処分業者向け電子マニフェスト項目追加説明会」より抜粋
https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/assets/files/seminar_shobun_siryou_202510.pdf

電子マニフェストにおいて、中間処理業者が処分終了報告時に追加報告する内容を規定

■ 対応

- ・中間処理業者が一次マニフェストの処分終了報告、最終処分終了報告の際に、下記情報を（従来の法定項目に追加して）報告することが義務付けられる（改正後の施行規則第8条の34の3の2）

- 1) 処分を行った者の氏名又は名称及び許可番号
- 2) 処分を行った事業所の名称及び所在地
- 3) 処分方法
- 4) 処分方法ごとの処分量
- 5) 処分後の産廃又は再生された物の種類及び数量

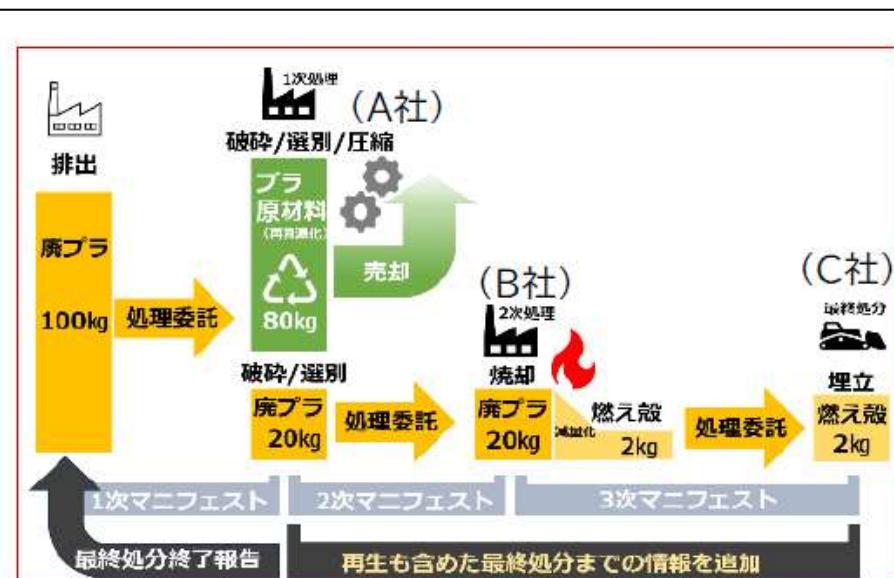
※ 4・5 実測できない場合、的確に算出可能な方法による算出量でも可

※自社が行う処分の委託先、さらにその先の処分に係る委託先の情報も必要

※売却先の情報は不要

- ➡ 排出事業者として急ぎ対応が必要な項目はないと解される
中間処理業者は、今後の施行通知や説明会にて対応を確認する必要がある

処理業者の報告によって、排出事業者が再資源化物の量等を把握することができる



100kgの廃プラスチック類を処理委託

- 再資源化物が**80kg**
⇒ 再資源化率 80%
- 最終処分の量が**2kg**
⇒ 最終処分率 2%
- 減量化量は $100-80-2=18\text{kg}$
⇒ 減量化率 18%

区分	処分業者/事業場	処分方法	処分方法ごとの 処分量	処理後物の種類	処理後物 の量
1次	A社(自社)/aa処分場	破碎/選別/圧縮	80kg	プラスチック原材料(再資源化物)	80kg
1次	A社(自社)/aa処分場	破碎/選別	20kg	廃プラスチック類(廃棄物)	20kg
2次	B社/b焼却施設	焼却	20kg	燃え殻(廃棄物)	2kg
3次	C社/c埋立処分場	管理型埋立	2kg	燃え殻(廃棄物)	2kg

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター資料「処分業者向け電子マニフェスト項目追加説明会」より抜粋
https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/assets/files/seminar_shobun_siryou_202510.pdf

中間処理業者・システム提供者の準備期間を踏まえて、2027年4月1日より施行予定

今後のスケジュールの概要



- ・2025年5月6日から2027年3月31日まで
 - ⇒ 再資源化等の情報を任意で入力ができる
 - ⇒ 従来どおりの内容でも報告できる
- ・2027年4月1日から
 - ⇒ 再資源化等の情報の入力が必須になる

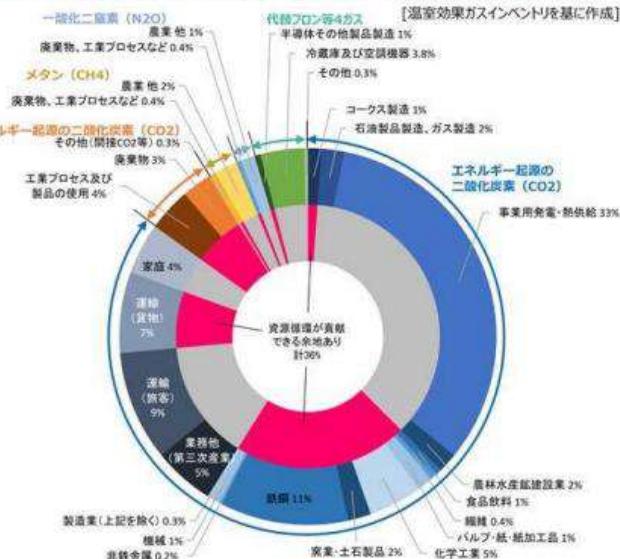
高品質な再生材の安定供給実現のため資源循環産業のアップグレードを目指す

法律の背景



- 資源循環は、**ネットゼロ**（我が国排出量の約36%を占める分野の削減に貢献可能）のみならず、**経済安全保障**（資源の安定供給の確保）や**地方創生**など社会的課題の解決に貢献でき、あらゆる分野で実現する必要。
- 欧州を中心に世界では、再生材の利用を求める動きが拡大しており、対応が遅れれば成長機会を逸失する可能性。我が国としても、**再生材の質と量の確保**を通じて**資源循環の産業競争力を強化**することが重要。

我が国におけるGHG排出量のうち、資源循環が貢献できる余地がある部門



出典：中央環境審議会循環型社会部会（2022）
「第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果及び循環経済工程表 参考資料集」

このような状況を踏まえ、資源循環を進めていくため、**製造側が必要とする質と量の再生材が確実に供給されるよう、再資源化の取組を高度化し、資源循環産業の発展を目指す。**

11

2025年11月21日に法律全体が施行された

- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会で成立。
- 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずる。**

基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定し公表するものとする。**

再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する判断基準の策定・公表
- ・ 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表



**再資源化の高度化に
向けた全体の底上げ**

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



<②分離・回収技術の高度化>

- 分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル
出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に関するガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環
出典：産業廃棄物処理におけるAI活用事例集

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

公益社団法人 産業廃棄物処理事業振興財団「高度化法事業者向け説明会資料」より抜粋

<https://www.sanpainet.or.jp/service03.php?id=50>

これまで再資源化に消極的だった廃棄物処分業者も含めて、産業全体を底上げする道筋を示した

廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項（判断基準）



- ◆ 環境大臣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するため、廃棄物処分業者の**判断の基準**となるべき事項を定めるものとする。 (第8条関係)
- ◆ 環境大臣は、判断の基準となるべき事項を勘案して、**必要な指導及び助言**をすることができるものとする。 (第9条関係)
- ◆ 環境大臣は、**特定産業廃棄物処分業者※の再資源化の実施の状況**が、判断の基準となるべき事項に照らして**著しく不十分**であると認めるときは、**必要な措置をとるべき旨の勧告**をすることができるものとする。
※産業廃棄物処分業者のうち、**年間の処分量が政令で定める要件**に該当するもの
- ◆ 環境大臣は、勧告を受けた特定産業廃棄物処分業者が、**正当な理由**がなくてその勧告に従わなかった場合において、**再資源化の実施の促進を著しく阻害すると認めるときは**、中央環境審議会の意見を聴いて、その**勧告に係る措置をとるべきことを命ずること**ができるものとする。 (第10条関係)
- ◆ **特定産業廃棄物処分事業者**は、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量を環境大臣に**報告しなければならないもの**とする。 (第38条関係)

<判断基準（省令）の考え方>

国が資源循環産業のあるべき姿への道筋を示し、再資源化に消極的であった廃棄物処分業者も含めて、産業全体を底上げを図るものであることから、以下の項目を盛り込むこととする。

- ・供給先の需要や生産が可能な**再生材の規格・量の把握**
- ・可能な範囲で**生産性を向上させる技術を有する設備の導入**に努めること
- ・**省エネ型の設備への改良や運転の効率化**を図ること
- ・**目標**を定め、その達成に向けて**計画的な取組**を進めること
- ・人材育成を目的に、**従業員の研修や労働環境の改善するための措置**を講ずること
- ・自ら**再資源化の実施状況の公表**すること

2

特定産業廃棄物処分業者には、再資源化実施状況の報告義務が定められた

再資源化の実施の状況の報告等

- ◆ **特定産業廃棄物処分業者**※は、**毎年6月30日**までに、**産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに**、その前年度における、**処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量**を環境大臣に**報告**しなければならないものとしている。
- ◆ 特定産業廃棄物処分業者以外の事業者も、任意で報告いただくことが可能。
- ◆ 環境大臣は、報告された事項について**公表**する。

なお、本制度は令和7年度分の実績報告を行う令和8年の報告分において柔軟な運用を予定

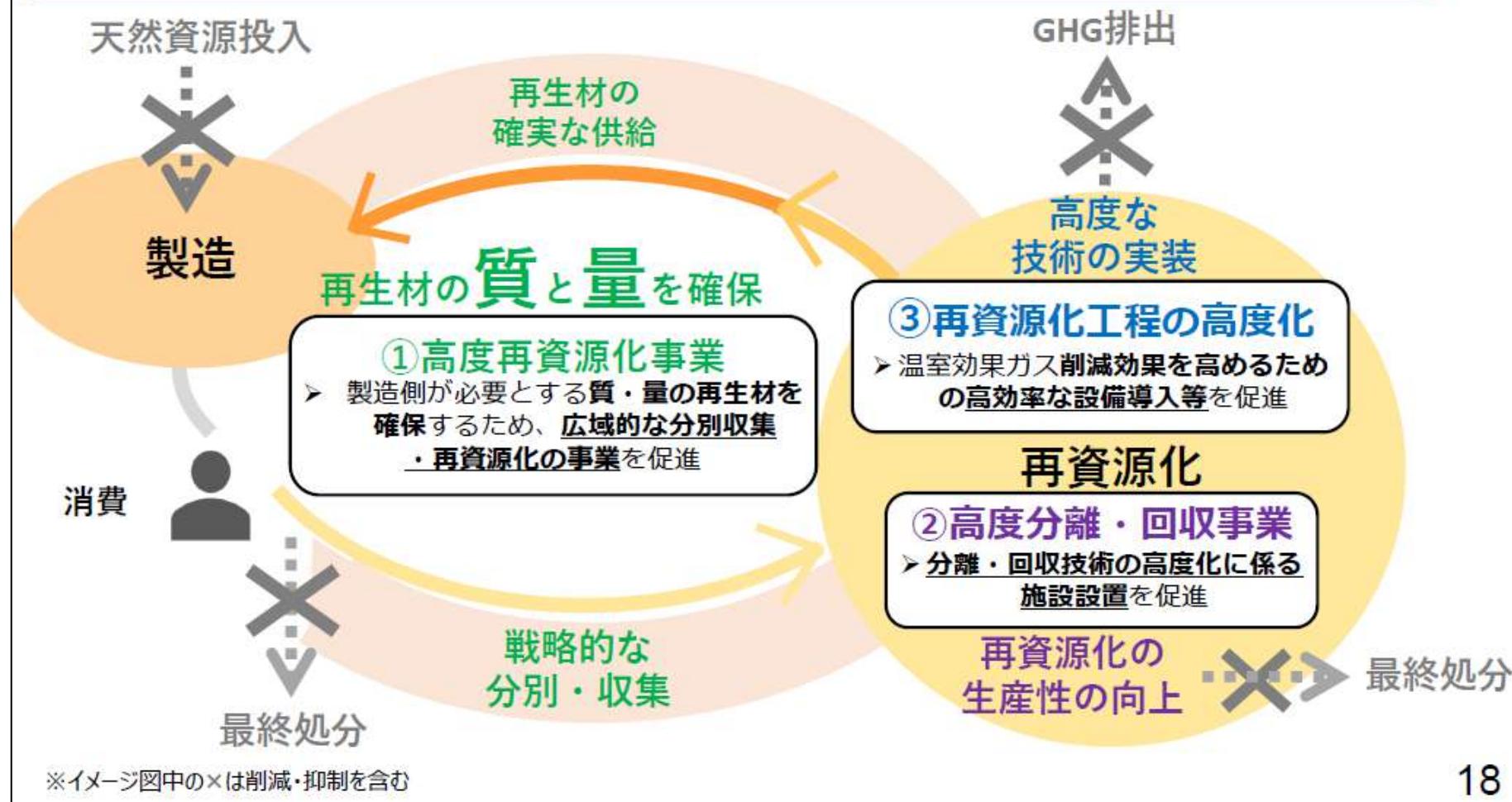
※ **特定産業廃棄物処分業者** (2025年2月1日施行)

- 一 当該年度の前年度において処分（再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分を除く。次号において同じ。）を行った**産業廃棄物の数量が10,000トン以上**であること。
- 二 当該年度の前年度において処分を行った**廃プラスチック類の数量が1,500トン以上**であること

- ◆ 特定産廃処分業者は、もし報告した内容が公表されることにより、権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料する際は、代わりの率の公表に留める**権利利益の保護請求**をすることが可能。

認定の3類型は資源循環の中に位置づけられている

- 再資源化事業等の高度化の促進を促進するため、**国が一括して再資源化事業等の高度化に係る認定（3つの類型）を行い**、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例を設ける制度を創設。



※イメージ図中の×は削減・抑制を含む

18

項目	類型① 高度再資源化事業	類型② 高度分離・回収事業	類型③ 再資源化工程の高度化
目的	製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、広域的な分別収集・再資源化の事業を促進	分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進	温室効果ガス削減効果を高めるための高効率な設備導入等を促進
対象となるもの・事業	<ul style="list-style-type: none"> * 製品等の原材料を代替する質・量の再生材を安定して供給する事業 ⇒ 再生材の供給先の見通しが立っている * 我が国の資源循環に資する事業に再生材を供給する事業 ⇒ 海外流出せず国内で使用される * 地域との調和や地域振興、地域発展に資する事業 	社会に必要な製品で、今後さらに廃棄物排出量の増加が見込まれるもの ⇒ 太陽電池 リチウムイオン電池 ニッケル水素蓄電池 ※2025年11月時点	既存の廃棄物処理施設
廃棄物処理法の特例措置	<ul style="list-style-type: none"> * 一廃・産廃ともに <u>処理（収集運搬・処分）業許可 不要</u> 施設設置許可 不要 * 認定の範囲内で再委託可能（広域認定制度に類似） * 認定事業者への委託時にマニフェストの交付 不要 (トレーサビリティの確立を前提) 	一廃・産廃ともに <u>処分業許可 不要</u> 施設設置許可 不要	認定計画に基づいて既存の「廃棄物処理施設の変更」を行う場合、 <u>廃棄物処理法の変更許可とみなす</u>
要件	定量的指標 (GHG、資源循環効果) 評価 <ul style="list-style-type: none"> * 取り扱う廃棄物や再生材について、<u>トレーサビリティが確立されること</u> * 腐敗性等のある廃棄物には、生活環境上の影響を生じないような措置が講じられていること 	定量的指標 (GHG) 評価 <ul style="list-style-type: none"> * 特定の再生材を回収可能な高度技術を用いた事業であること * 周辺生活環境に影響がないこと 	申請者が「優良産廃処分業者」「多量排出事業者」等で定められる取組を行っていること

※ 環境省資料「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律について」(2025年12月) を基に作成 <https://www.env.go.jp/content/000360673.pdf>

取消事例(廃掃法違反)から見る不適正処理

4. その他、まとめ(不適正処理)

区分	不適正処理の事例 (2024年1月～2024年12月)	
不法投棄	1	解体工事に伴う廃瓦・廃コンクリートガラ等約40トンに覆土を行い不法投棄した。
	2	処理を受託した産業廃棄物を、処理施設内で保管基準を遵守せず長期間放置し不法投棄とみなされた。
違法焼却	3	立入検査の際に、役員がドラム缶を用いて産業廃棄物である段ボールを野外焼却していたことが発覚。
	4	建設工事に伴って発生した木くず約10kgを自社敷地内で野外焼却した。
無許可営業	5	産業廃棄物最終処分場において、変更許可を受けずに埋立容量を10%以上増大させ木くずの埋め立て処分を行ったうえ、再三の改善指導を受けたにもかかわらず改善がみられなかった。
	6	収集運搬業許可の範囲に「積替保管」の許可が含まれないにもかかわらず、エアコンの室内機2台・室外機2台(廃プラスチック類・金属くず)の積替保管を行った。
管理票違反	7	産業廃棄物である汚泥の収集運搬及び処分が終了していないにも関わらず、産業廃棄物管理票の写し・電子マニフェストにて運搬・処分が終了した旨の虚偽の報告を行っていた。
	8	民家解体工事で発生した産業廃棄物(木くず)を産業廃棄物管理票の交付を受けずに運搬したほか、許可がないにも関わらず積替え保管を反復して行っていた。
改善命令違反	9	産業廃棄物の保管基準を満足しない保管を行ったことから、一定期間内に適正処理を進める改善命令を受けていたが、期間経過後の立入検査にて期間内の命令履行がなされなかつたことが判明した。

※それぞれ、排出事業者も法令違反の状況があると考えられる。

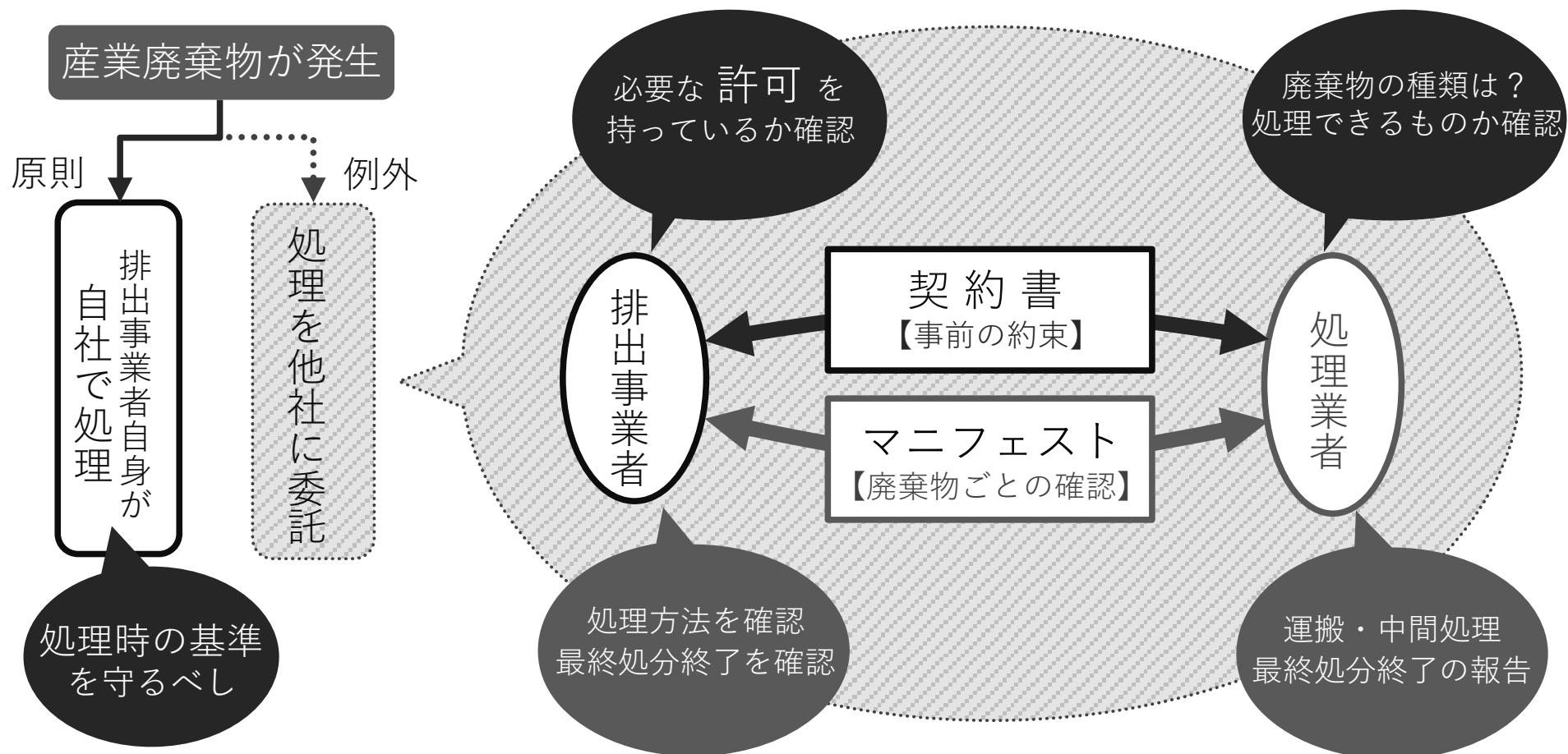
排出事業者による不適正処理事例

4. その他、まとめ(不適正処理)

区分	不適正処理の事例（2024年1月～2024年12月）	
不法投棄	1	<p>廃プラスチック類等の産業廃棄物処分業の許可を持つ中間処理業者が、産業廃棄物を過剰に保管しているとして、措置命令を受けていた。</p> <p>この中間処理業者の施設では、基準を超えて保管されていた産業廃棄物から出火し鎮火まで1か月間要する火災が発生した事実もあり、管轄自治体から2度にわたり廃棄物の撤去を求める措置命令が発出されたが、命令にはほとんど応じなかった。これを受けた管轄自治体は、排出事業者8社に対して、合計約2万2000トンの撤去を命じる措置命令を発出した。</p>
	2	<p>県の職員が、市内の清掃業務に伴って生じた刈草（約300キロ）を、適正な許可を有する業者に委託せず、市内の山中に不法投棄した。廃棄物処理法違反の疑いで、職員3名が略式起訴および罰金20万円の略式命令を受けた。</p>
	3	<p>市内の浄化槽清掃業者が、法人から回収した産業廃棄物である廃油に、一般家庭から回収したし尿を混ぜて作った混合物（約2トン）を、一般廃棄物として市の施設に不法投棄した。捜査の中で、同様の不法投棄を10年以上繰り返して5,000万円以上の利益を得ていた疑いが浮上している。</p>
行政指導	4	<p>市町村が運営している浄水場から、有害な有機フッ素化合物(PFAS:ピーファス)が検出された。</p> <p>県の調査の結果、発生源は使用済みの活性炭であるとして、活性炭を保管していた業者が書面による行政指導を受けた。</p> <p>保管業者は、資材置き場で保管していた活性炭は「再利用可能な有価物である」と主張していたが、数年間にわたり移動されていなかったことや、梱包していたフレコンバッグからはみ出していたことを根拠として、県が産業廃棄物であると認定した。資材置き場では、産業廃棄物保管場所である旨を示す掲示板や囲いといった産業廃棄物保管基準が遵守されておらず、基準違反に該当するとして指導に至ったとされる。</p>

廃棄物処理法の原則は「排出事業者が自らその処理を行う」こと

「廃掃法(はいそうほう)」ともよばれる（正式名称:廃棄物の処理及び清掃に関する法律）



ユニバース著「産廃がわかるハンドブック」から抜粋

ご清聴ありがとうございました。